

第II部

論議する教区・学区住民

—1845年プロイセンラント州ラント議会審議—

第1章 問題の所在

〔1〕プロイセン改革を特徴づけるものは既述したように行政機構の改革である。これを教育行政機構に限定してみると、我が国における解釈の基準は、すでに中央教育行政機構史で特筆される高等学務委員会設置（1789年）を「近代国家的な統一的教育行政の礎石を築いたもの」（傍点は引用者による）とみる、傍点を付した箇所¹に凝集されており、これはドイツにおいても同様にみられる。斯かる解釈枠組みこそが、19世紀改革期の教育行政機構にもストレートに適用され、改革期の教育行政機構の独立化＝「専門機関」化（宗務・公教育庁→宗務・教務・医務省）は教育行政の近代化と認識されているのである。

ところが改革期教育史研究の現状における最大の問題点は、斯かる解釈の妥当性如何よりも前に、他ならぬ、斯かる解釈が、これを可能にする——ないしはその解釈に対応した——法制上の全体像の上でさえも試みられていないところにある。換言すると、18世紀前半期における教会・教育行政機構の法制史は未だ未着手な状況であるといつてよいのである。研究史の斯かる現状を考慮して、第I部では1808—1846年の中央—州—県行政機構について鳥瞰的な資料的整理が試みられた。第II部は、プロイセン州へ舞台を移し、教区・学区住民の教会・学校設立・維持に係わる発言を主たる対象として、彼らのラント議会への関わりの仕方から、住民の言い分とその実現の仕方について検討していきたい。

これまでわが国ではプロイセンの地方自治を、「官僚絶対主義」とみなす立場（エッカート）を支持しつつ、「集権的・官僚主義的自治」（地方団体に対する強力な国家監督）と規定する傾向が強かった¹。しかしながら、斯かる研究動向に対して真っ向から反論する新たな成果が報告されている。その代表的論客は、18世紀について19世紀前半期についても Stände について発言するW.ノイゲバウアーである。彼はとくに3月前期の東西プロイセン州「ラント議会」^{ラント議会}（1824-1845年）に注目し、これを「部分的な自治領域である地方生活^{ローカルレベル}を護り、国家の介入を防ぐ」制度として再評価している²。

〔2〕プロイセン州ラント議会に関するノイゲバウアーの斯かる見解は、示唆したように、先行研究と対極をなしている。そこであらかじめ先行研究について瞥見しておく必要がある。E.R.フーバーは、まず1823年の州^{プロヴィンツィアル・シュテンデ}議^議会設置令^議によって開設されたラント議会が旧来の等族ラント議会の復活ではないと断りながら、「代議制ではなく、ドイツ法にもとづく選挙区の利益代表機関」であると性格づけている。そしてプロイセン州ラ

ント議会については「保守主義」とともに「^{パティクラーリスムス}地方分権主義」が支配的であったとみている³。R.コゼレックもこの見方を基本的に支持している⁴。これに対してK.v.デア・グレーベンはこの「地方分権主義」に否定的で、ラント議会が独自の制度的機能を行使しえた点についても言及している。しかしそれは残念ながら救貧分野における「若干の国家的制度をコントロール」した一文に限定されている。ただしそれが可能になったのはラント議会に占める東プロイセン貴族がユンカーと異なって「イギリスのジェントルマンのタイプ」を共有していると興味深い指摘をしているが、これ以上の記述はない⁵。

W.シューベルトはこの貴族を「自由主義貴族」と限定し、その代表者として州知事T.v.シェーン（在職期間1824 - 1842年）とラント議会事務局長代理^{ラントターク・マルシャル}v.アウエルスヴァルトをあげている（後者は1850年に自由党結成に参加する）⁶。1840年代にはいりラント議会は東プロイセンの自由主義者の請願（これについては次章でも言及される）を多数受理している。1845年第9回ラント議会は請願「ユダヤ人の完全な法的及び政治的平等」について審議し、57対30で否決したがプロイセン生まれのユダヤ人にアカデミー職を拡大することとすべてのコムナール事項において平等な扱いを認めている⁷。ラント議会がこうした請願を積極的に受理・審議し、現行法制を改善していこうとする自由主義的傾向がプロイセンラント議会の特色づけるものであった。シューベルトの以上の見解は、プロイセン州における自由主義研究がこれまで「問題になっていなかった」現状からして不十分であったと断りながら⁸、ほぼノイゲバウアーの主張を支持している。

こうしたドイツにおける最新の研究動向にたいして日本の学界ではどうであろうか。末川清は、州ラント議会を郡会とともに「官僚絶対主義」がその「統治」を貫く「州レベル以下」の「拠点」とみて、ここに「地方行政面でユンカーの利害が重んじられるという官僚制とシュテンデ制の妥協した統治体制が確立することになった」と指摘している⁹。坂井榮八郎もほぼ同様に「州ラント議会は、それが機能していたかぎり、一定の農民代表もくわえて「近代化」していた東プロイセンのそれでさえ、貴族の牙城でありつづけた」と評価している¹⁰。両者ともに基本的にフーバーの見解に近いといつてよいであろう。

〔3〕以上のようにノイゲバウアーのプロイセン州ラント議会再評価は研究史の転轍を画そうとするものであった。彼の見解は研究史の見直しを試みる本報告のテーマにとって大変魅力的である。

ところで、3月前期の州ラント議会が救貧・盲人・聾啞・精神病等の「コムナール事務」を「決定できるようになった」ことについてはすでに我々も北住炯一の研究によって知る

ことができる。北住は、確かに、斯かる決定権限にラント議会の「自律性」を認めているが¹¹、しかしそれをノイゲバウアーの視点からラント議会内委員会審議・ラント議会審議及び議決を考察するまでにはいたっておらず、さらにこの「コムナール事務」に教育事項を含めていない。

第II部では、まさしく、ラントラント議会の「コムナール事務」に教育事項は含まれていたのかどうか、もしそうであるならばその審議・決議はどの程度国家権力に対して「自律的」であったのかという2点についても考察することになる。この考察領域に関する教育史研究の現状はドイツの学界においても空白状況であるので、まずは丹念な史料の読解を伴う事例分析が適切な方法となるであろう。

註

- 1 高柳信一「プロイセン自治制の生成とその特質」(1)『社会科学研究』東京大学社会科学研究所、4-1、1952年。同「三月革命におけるプロイセン地方自治制度改革」『公法学研究』(下)、有斐閣、1974年。赤木須留喜『行政責任の研究』岩波書店、1978年。三成賢次「三月前期プロイセン・ライン州における地方自治制度の形成とその構造」『阪大法学』123、982年。
- 2 W.Neugebauer, *Politischer Wandel im Osten. Ost- und Westpreußen von den alten Ständen zum Konstitutionalismus*. Stuttgart, 1992, S.350.
- 3 E.R.Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. I, Stuttgart, 1960, S.170f.
- 4 R. Koselleck, *op.cit.*, S.343.
- 5 Heinrich, F.-W. Henning, K.G.A. Jeserich (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945. Organisation-Aufgaben-Leistung der Verwaltung*. Stuttgart, Berlin, Köln, 1993, S.165f.
- 6 W.Schubert, *Einführung in die Edition*, in: *Provinziallandtag (1841)*, Bd. I, S. X II, X, VI, X, VII, X I.
- 7 W.Schubert, *op.cit.*, S. X X X.
- 8 W.Schubert, *op.cit.*, S. X I.
- 9 末川清前掲書 144頁。
- 10 坂井榮八郎「改革と解放の時代」『世界歴史大系 ドイツ史 2—1648年～1890年—』山川出版社、1996年、211、212頁。
- 11 北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治』成文堂、1990年、21-29頁参照。

第2章 プロイセン州ラント議会の特徴

〔1〕プロイセンラント議会は1823年の州シュテンデ法にもとづいて設置される。議会の構成員は^{ラントターク-マルシャル}Landtag-Marschallと議員からなる。議員は第1身分（リッターシャフト）、第2身分（都市市民）、第3身分（ケルマー、自由農民）から編成される（総計95名）¹。ラントターク・マルシャルは第1身分から国王が任命し、その職務は事務総長と議会議長となっており、国王から議会に対して提案される議題（1845年制定のプロイセン初等学校条例は1831年にその制定が議題となる）はこのラントターク・マルシャルによってなされる。提案の具体的な内容＝原案は議会内に設置された専門委員会によって起草される（例えば上段の条例草案は教会・学校委員会で起草された）。10専門委員会²はラントターク-マルシャル＝議長の下に置かれる。専門員会の審議を経て作成された原案は^{プレナール}議会<の審議に付される。議決には、県庁に提出する法案と国王への請願（建議書）の裁決に3分の2の多数決制が採られた³。

〔2〕ノイゲバウアーが議会を特徴づけるものとして注目したのは、これまでの研究史で看過されてきた、議会審議の公開であった。これは第1回議会（1824年）で決議されており、その趣旨は議会審議を議会構成員に頒布するものであった。第3回議会（1829年）ではこの審議を議会外にも公報で一般公衆に公開する提案が、そのための必要条件である出版の自由の導入案と共に、議会に上程されている（否決）。提案者は議会内自由主義左派のJ.v.リーゼンであったが、その他に第1身分の主要な議員であるグラフ・デンフォフ、v.ドムハルト、v.ハーケ、ドーナ-ライヒアーツヴァルデ、v.デア・グレーベンらの支持をえていた⁴。

ノイゲバウアーがここまでの公開制審議過程を追跡する中で明確した点は、斯かる公開制が、第1に、ラントへの官僚化に対する不信を背景にもち、第2に、議会外の公衆が議会審議に間接的に参加したいという強い要求（意思）に応えたものであった、という2点である⁵。

第4回議会（1831年）でシュテンデ事項委員会は公開制を、とくに第2の参加を議会の政治的作用を高める方法として、議会審議傍聴まで拡大する原案（v.ブリュネック案）を作成している。議会（3月26日）は原案のうち審議の印刷公表を議決したが、傍聴制を否決した⁶。議会が傍聴制を可決するのは第9回議会（1845年）であるが、国王フリ

ードリヒ・ヴィルヘルム四世はこれを拒否している（1845年12月27日）⁷（決定は国王に建議されることになっている）。

公開制は以上のように議会審議傍聴制まで実現することは出来なかったが、その制約を審議公開が補う形となって展開した。1843年にはダンチッヒの書籍商・出版者であるゲアハルト及びチューリッヒのヴィンタートゥール社からプロイセン州ラント議会審議を載せた冊子が刊行されている。この冊子には個々の議員の発言も再録されている。さらに1845年には「ザクセン祖国新聞」が後述する請願を含めてやはり審議を掲載している。とくにヴィンタートゥール社の冊子（1843年）では教会・学校委員会審議がそのまま再録されていた。どうやら委員会審議が傍聴されていたらしいのである。

公開制反対派の牙城である州知事ベッティヒアーは斯かる両冊子上の審議再録を非難し、その発行禁止（検閲）を内務大臣アーニムに提訴している。内務大臣の回答（1843年12月31日、1845年1月27日）は出版者側の行動を支持するものであった。ヴィンタートゥール社の冊子（1843年）の件については調査が実施されたが、アーニムの命令によって事実上現状を追認する形で決着をみているのである⁸。

ノイゲバウアーはこの事態の推移を、議会内外の審議公開化は議会及び出版関係者がプロイセン州の民衆のうちに、「世論（öffentliche Meinung）の力に格別の信頼」を寄せる「公衆（Publikum）を見出した」ことを示すものとみている⁹。これも非常に興味を惹かれるかつ示唆に富む指摘である。彼はこの見方を幾つかの事例から検証しているが、ここでは議会への請願運動に注目すべきであろう。

第7回議会（1841年）のシュテンデ事項委員会審議議事録をみると多数の請^{ベツツイオン}願が記載されている。その請願の内容はいずれもラント議会審議の公開を求めるもので、その根拠は公開を「当州の政治的意識」を形成する手段とみなすものであった¹⁰。たとえば1843年の都市ビルカーネンの請願には住民1,600人の署名が付され、そのなかには公開が市民の「国事の判断力を豊かにするもつとも確実で唯一の学校である」¹¹という一文が見出される。このように、請願は議会審議の新聞公開による議会への参加を「飛躍的に高め」たとみなされるのである¹²。

〔3〕議会の目的は前掲1823年州シュテンデ法で明示されているが、このうちここで記しておくべきは、「州のコムナール事項の決定」（ただし「朕の承認と監督をえる」こと）である¹³。この「決定」権限については北住が議会の「自律性」を示すものとして注目したものであるが、括弧内の制限を法制上はめられていたとみられている。その実態は

どうであったのか。

たとえば 1824 年の第 1 回及び第 4 回 (1831 年) 議会ですでにグーツヘル - 農民関係調整委員会の廃止が決定されている (1834 年の条例で県庁移管の法制化)。この決定の背景には、Dominium (グーツヘル支配区域 = 農場区) が行政当局の機関と見されている (財務省が直接個々のグーツヘルシャフトに介入し、これを末端の執行機関として利用) ことに対するシュテンデの不满が鬱積していたことが認められる。この廃止案を議会上程したシュテンデ事項委員会 (議会内の各種委員会の一つ) では、斯かる意向を反映して、Dominium は地区ポリツァイ機関として上級ポリツァイ当局の一機関であるべきではない、という見解が支配していた。ノイゲバウアーは第 1、4 回議会の斯かる審議・決定が、「グーツヘル及びコムナールの領域に国家行政が干渉することを可能な限り防ぐ」という議会の基本的なスタンスを作ったとみている¹⁴。非常に興味深い指摘である。

そのスタンスをより如実に示すものが、グーツヘルの刑事裁判権 (Kriminal-Jurisdiktion = 領主裁判権) の廃棄に関する議会審議である。すでに第 1 回議会に刑事裁判を国家事項とする希望は表明され (その理由は、捜査費用・拘置費用の増大化がコムーネン及び農場区の負担となっていたことにある)、法務委員会は議会に、領主裁判権を放棄することはグーツベズィツァーの自由とする案を提出した。議会はこの自由について可決している (しかし議会が廃棄を決定することは出来なかった)。廃棄については第 8 回議会 (1843 年) で議決される (なおそれは国王に建議されたが、国王はこの決定を事実上拒否)¹⁵。

Dominium の領主裁判権は Dominium を司法の第一審機関とする必須条件であったが、グーツヘルがこれを廃棄することは彼が支配身分から土地所有身分へ移行することを意味する¹⁶。この事態は Dominium が国家行財政のみならず司法の領域においても、その直接的な干渉から自由な空間へ構造的に転換しつつあることを示唆するものである。

ノイゲバウアーはシュテンデ = グーツヘルの斯かる行動を彼らが「中庸的進化の途を支持しかつ企てる」ことを示しているとみて¹⁷、シュテンデの活動のうちに「政治的発展の停滞的な要因のみをみる」従来の見解を「誤りである」と批判するのである¹⁸。

〔4〕上段のプロイセン議会の特徴は、議会の情報公開制 - 請願運動の評価と対をなして、研究史の転轍を画するものであるが、それは同時にプロイセン近代化論にも新たな視点を投げかける。それは第 1 に、プロイセン近代化は専ら 19 世紀初期の官僚制によっ

て惹き起されたという観点から論議されてきたが¹⁹、政治（とくに立法）への市民の参加から近代化を論じる視点の提示である。第2には官僚制に対するラント議会の位置づけに関する新たな視点の提示である。この領域についてはこれまで十分に言及しておかなかったが、次の2点が第1の点に関して評価されている。即ち、①ラント議会は3月前期に行政機関から、未だ不十分ではあったが、立法機関へ転換し、権力分立という政治システムの方向を推進し、②ラント議会は、行政のパートナーとしてではなく、行政のコントロール機関——ローカルな世界における、行政による法規範の侵入に抵抗——として自己を把握していた（議会の自律性）²⁰。

さて斯かる新たな近代化論議は、ここで予想されるように、「西からの突風（フランス革命—引用者）がドイツを深い眠りから醒ました」（K.v.ラウマー）とする伝統的な「西欧」モデルにもとづく「比較」に真っ向から異論を唱えるものである。ノイゲバウアーの斯かる「比較」論批判は、同時に、ドイツ国内における東部と西部の比較にも向けられている。とくに「政治的体制（die politische Ordnung）」——「立憲主義の先駆形態（Präkonstitutionalismus）」——について、ライン・ヴェストファーレン州がドイツのモデルとされてきたが、ノイゲバウアーは東部のラント議会に「独自の」展開を読み取る必要性を強調するのである²¹。とりわけ地方の行政的自律性と立法への参加をキーワードとする斯かる斬新な「独自」展開論は教育史研究においても豊かな歴史表象を醸成することになると予感されるのである。

註

1

身分	東プロイセン	西プロイセン	選挙区
第一身分	30人	15人	郡
第二身分	15	13	都市
第三身分	15	7	村落共同体

- 2 専門委員会は、シュテンデ事項委員会、法務委員会、商務委員会、財務委員会、軍務委員会、内務委員会、教会・学校委員会、救貧委員会、国道・鉄道委員会、議会議則・会計監査委員会、検閲委員会である。
- 3 以上は *Der Provinziallandtag des Königreichs Preußen von 1841, 1843 und 1845*. Bd.1, Hrsg von Werner Schubert. Liechtenstein(1841)1992, Ders., Einführung in die Edition, S.12 -16.
- 4 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.395.
- 5 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.397.
- 6 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.395.
- 7 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.474.
- 8 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.416.
- 9 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.417.
- 10 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.469.
- 11 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.429.
- 12 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.476.
- 13 *Allgemeines Gesetz wegen Anordnung der Provinzialstände*, in: G=S.1823, S.129 .
- 14 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.352f.
- 15 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.358-362.
- 16 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.360.
- 17 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.360.
- 18 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.490
- 19 例えば我が国の研究では、坂井榮八郎「近代的官僚国家の成立—日本とドイツ—」教養学科紀要、東京大学教養学部、1983年を参照。
- 20 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.491.
- 21 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.492f.

第3章 「プロイセン州初等学校条例」改正草案審議

〔1〕1817年10月の県庁職務訓令18条及び宗務局職務訓令7条で全王国適用の学制と各州ごとの学制制定が約束されていた。同年11月に制定委員会が勅命で設置され、1819年に全国学制改正草案が答申されている（ジューフェルン一般教育法案）。しかし、周知のように、改正草案は成文化されず、各地方の個別性を重視する方向が確認され、したがって現行法（プリンキピア・レグラティヴァ、ALR及び各州法）によって県行政機関が改善を図るといふ旧体制が維持されることになった。

しかし肝心の地方の実情は、とくに1808年の農業改革諸立法によって村落区域の流動化が進行し、学区を旧法体制で維持する（学校・教師の維持）ことは極めて困難になっていた。その結果、農業改革諸立法が学区体制の法制上の整備（改革）に先行せざるをえなくなったのである¹。この事態はプロイセン州でとりわけ顕著であった。

1831年にラント議会は1817年の訓令で予告された州学制の改正に着手することになった。同年にラント議会は州学制改革に着手したい旨を国王に建議する。1832年、国王はラント議会の要請を承認し、第4回議会は学制案起草に着手する。1834年に議会は第1次改正草案を作成し、それは同年の第5回議会に上程された。改革の中核は、第1に、州全体を学区（Schulbezirk）に分割し、第2に、教師の任命権を領主裁判権者から、いわゆる教育税を学区の土地所有に応じて納める土地所有者（Grundbesitzer）に移したことである²。第1次改正草案はベルリンの内閣へ審議を得るために送付される。1837年1月、内閣は、第1次改正草案は抜本的に修正されるべきとして、臨時閣議でその内容を協議し、修正内容をラント議会に提示することを決定した（国王承認）。この決定をうけて宗務・公教育・医務省はプロイセン州知事に斯かる修正点に基づいて第1次改正草案の改正を委任した。改正の対象となった事項はいうまでもなく上記の2点であった。

1839年、州知事は改正案を宗務・公教育・医務省へ送付する。その後若干の修正を経るが、「本質的には州知事の改正案のままで」内閣＝国王の「新法案」となった。1845年に全77条からなる（「条例」は72条）*Entwurf einer allgemeinen Schul-Ordnung für die Elementar-Schulen der Provinz Preußen*（以下改正草案）及び*Motive zu dem Entwurf einer allgemeinen Schul-Ordnung für die Elementar-Schulen der Provinz Preußen*（以下「趣旨説明」）がラント議会宛に送付され、その審議の勅命が下されたのである³。

〔2〕まず第9回議会教会・学校委員会の構成（第1表）をみておくべきであろう。議員の身分構成をみると、21名中11名が第1身分を占めている。この構成はこれまでのグーツヘルに対する否定的な歴史表象を蘇らせる。はたしてこれに対するノイゲバウアーの異論が教会・学校委員会での学制論議にも妥当するのであるだろうか。以下では改正草案の主要な事項を読みながらこれを考察していきたい。

条例改正草案の議会審議は1845年2月12-15日（第4-7議会）におこなわれた。議会は教会・学校委員会案の逐条審議方式を採っている。委員会報告者は *Eulenburg=Wicken*（表1のイタリック体の氏名）である。委員会審議では改正草案作成事由から本格的な審議が開始される。その事由中最大の改革事項は既述したように学区体制の再編にあった。委員会は、従来の大規模な学校組合を解体し、新たな学区の策定を基本方針に据えている⁴。委員会におけるこの具体的審議は不明であるので、ラント議会の最終案（国王へ上奏する「建議書」）の該当箇所をみておきたい。

この「建議書」にはさらに国王に対して議会の教育改革の基本方針を簡潔に叙述した文書が添付されており、その内容には州の教育を独自に改革せんとする意欲と理念が表明されている。それを浮彫的に示すものが初等学校教育を学区住民の「精神的な共有財産」ととらえるラント議会の学制観である。それでは学区の再編はこの理念といかに対応していたのか。

〔3〕たしかに斯かる再編は学区の次の問題状況を解消するための現実的な課題であった。即ち、農業改革諸立法の実施によって共有地分割が進行した結果、新たに農業労働者家族の定住地区ないし入植地区が既存の学区の周辺に多数誕生し、この地区の扱い——独立学区とするか既存の学区に編入するか——が焦眉の問題となっていた。議会は独立学区の方針を採るが、実は、この根拠として、「全ラント住民」に、斯かる地区においても「精神的な共有財産」を「保証する」こと、換言されて「学校目的を確実に達成する」（傍点は引用者）ことが表明されていたのである⁵。

さらに現実問題として斯かる学区の独立化の前に立ちはだかる最大の難問はこの新設学区に学校を設立する財源が「乏しい」ことであった。この難問に対して議会は、国王のではなく、「国家の義務」論をはじめ持ち出している。即ち、州住民は国王の「忠実な臣民」として「共通な民衆教育（die allgemeine Volksbildung）」を「等しく与えられる」、これは国家にとって「最も普遍的意義を有する事柄」であるが故に、この「事柄のために援助する」ことは「従来国家の義務であった」、この義務は今後も継続されることを望むが、そ

れは直接国庫による財政支援ではない、一旦州学校基金（従来困窮学区に教師維持費を補助）を国庫で支援し、今後はこの基金を新設学区の学校建築費助成に充てることを「要望する」という論理であった⁶。この論理の抽出が私の主観的な読み方の産物でないことは、後に「建議書」本文で「学制が国家の制度として見なされず、ゲマインデ独自の事柄として及びゲマインデ独自の要求としてゲマインデによって育まれる時にのみ、共通な民衆教育にとって初等教授の期待される成果が達成されることができ」⁷と表明されていることから了解されるであろう。

再び添付された文書に戻ると、学区の財政問題についてはさらに学区住民に対するいわゆる教育税徴収の是非をめぐる引き続き議会の意見が開陳されているが、それを読んでいくと学区財政の背後にある議会の狙いははっきりと浮かび上がってくる。問題の教育税徴収はやはり新学区における全住民を対象とするもので、その基準は地租と階級税に準ずる（これは事実上の増税となる）と予定されているものであるが、議会は新学区の設置を「ゲマインデの目的」の範疇にとらえ、斯かる「ゲマインデの目的」を実現するための教育税の徴収は、「一方的な徴収」ではなく、住民「参加」の「協議」によって「のみ可能」となる、という大変に注目すべき見解を付したのである⁸。

第1表

氏名	身分	職業
第一身分		
Finkenst ein	騎士領所有者 (貴族)	ラントシャフト局長
<i>Eulenburg-Wiken</i>	騎士領所有者 (貴族)	上級県行政官
Eulenburg-Prassen	騎士領所有者 (貴族)	郡長
Blindow	騎士領所有者 (貴族)	郡長
Saucken-Julnfelde	騎士領所有者 (貴族)	
Bannasch	騎士領所有者	
Thiel	騎士領所有者	
Siegfried	騎士領所有者	
Specovius	騎士領所有者	ラントシャフト参事官
Kannewurf	騎士領所有者 (貴族)	
Stachowski	騎士領所有者 (貴族)	ラントシャフト参事官
第二身分		
Wächter	Tisit 市民	財務官
Schlewe	Riesenburg 市民	市長
Martens	Tuchel 市民	商人
Denk	Löbaw 市民	
第三身分		
Born	Krapen 村土地所有者	
Hermann	Schönfelde 村土地所有者	
Marquardt	Stretswalde 村土地所有者	
Borck	Medewald 村土地所有者	
Kries	Kullmagga 村土地所有者	地方行政官
Minckley	Eichwalde 村土地所有者	

*Provinziallandtag(1845),S.7.*より作成。

史料引用略号

(これ以外の略号は註で記す)

Provinziallandtag des Königreichs Preußen von 1841, 1843 und 1845. Hrsg. von Werner Schubert, 3 Bänden, Liechtenstein, 1992 (Danzig 1845/1846)については各巻ごとに以下のように略記する。

Provinziallandtag(1841), I Bd.: Siebenter Provinzial=Landtag der Sände des Königreichs Preussen. I. Band. Sitzungs-Verhandlungen. Danzig, 1841.

Provinziallandtag(1841), II Bd.: Siebenter Provinzial=Landtag der Sände des Königreichs Preussen. II. Band. Denkschriften. Danzig, 1841.

Provinziallandtag(1841), III Bd.: Siebenter Provinzial=Landtag der Sände des Königreichs Preussen. III. Band. Allerhöchste Proposition-Dekrete und Ordern. Danzig, 1841.

Provinziallandtag(1843), I Bd.: Achter Provinzial=Landtag der Sände des Königreichs Preussen. Sitzungs-Verhandlungen. Königsberg, 1843.

Provinziallandtag(1843), II Bd.: Achter Provinzial=Landtag der Sände des Königreichs Preussen. II. Band. Denkschriften. Königsberg, 1843.

Provinziallandtag(1845) : Neunter Provinzial=Landtag der Sände des Königreichs Preussen. Sitzungs-Verhandlungen. Danzig, 1845.

Provinziallandtag(1845), II Bd.: Neunter Provinzial=Landtag der Sände des Königreichs Preussen. II. Band. Denkschriften. Danzig, 1845.

Provinziallandtag(1845), I Bd.: Neunter Provinzial=Landtag der Sände des Königreichs Preussen. I. Band. Allerhöchste Proposition-Dekrete und Ordern. Danzig, 1845.

註

- 1 増井前掲書第3章第4-6節を参照.
- 2 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.51.
- 3 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.53.
- 4 *Provinziallandtag(1845)*,S.51.
- 5 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.27f.
- 6 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.28.
- 7 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.43.
- 8 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.28.

第4章 ラント議会審議にみられるゲマインド主義

第1節 ゲマインデ主義の表明

〔1〕改正草案第1条は、従来の就学開始基準年齢5歳以降(ALR 2部12章43条)を、プロイセン州法(未見)に基づいて6歳としている¹。委員会審議では、改正草案に対して次の疑義がだされた。第1に、学校所在地区以外に居住する子供にとってとくに冬期の積雪と耐寒衣類の欠乏等を考慮すると、満6歳の通学は危険を伴う、第2に、第1点がクリアできる場合でも、年長児童が通学時に同伴できる保障が認められない。以上の理由より委員会は当面5歳時入学実施を猶予し、「通常満6歳以降に就学されること」の補足規定を追加する案を議会に上程した。

本会議ではとくに補足規定に関して、委員会の見解に加えて、改正草案に記載されている「両親ないし保護者によって必要な教授を家庭で配慮されない子供」について新たな意見が出されている。それは就学開始年齢を家庭の養育の水準から問題とし、就学可能年齢と就学義務年齢を併用する論点であった(この併論は少なくとも私には初見であり、驚きであった)。即ち、「多数の両親は家庭での監督不届きで、その子供を5歳に成ったら就学させるのが望ましいと考えている」、「それ故に」「5歳を就学可能年齢とし、6歳を就学義務年齢」(傍点は引用者)と成文化するほうが好ましいとする提案であった。本議会はこの提案を受けて、委員会の上記補足規定を承認している²。

「建議書」では、これも興味深いことに、この補足規定の説明について上記の委員会説明に加えて、今度は別の新たな理由、即ち「子供が6歳以前でも優れた身体的かつ精神的な特性を有している場合に、就学を、それが有益であるならば、許可される例外も認められる」³(傍点は引用者)が付されている。

法文⁴(「両親ないし保護者によって必要な教授を家庭で配慮されない子供は満5歳から就学することができるが、しかし満6歳になったら就学しなければならない。」傍点は引用者)は、表現上は議会審議に従っている。しかし「建議書」で言明した上記の説明箇所は明らかに国王及び中央政府向けのもであったと想定されるであろう。そしてその一方で州議会が、就学を地区の通学路環境と各家庭の養育姿勢から、学校を家庭の日常

的な養育（改正草案及び法文では「教授」と記されている）からの共同体的な — これを国家的とは異なる公共的などと言い換えることができる — システム分化ととらえる発想も看取することができよう。

〔2〕次に修了年齢（改正草案2条「学校教授は満14歳まで続く。特別な場合に学校を監督する牧師は教師と事前に協議してさらに1-2年延長することができる」）の審議であるが、これも開始年齢審議以上に注目し得るものである。まず改正草案段階での2条作成事由からみておこう。福音派では満14歳を基準年とする慣行が存在しており、この慣行はALR2部12章46条で「必要な知識」を修得した時点と法制化されている。したがって未修得な場合にはその延長（1-2年）も46条から必然的に導かれる。ただしその終了及び延長の決定は牧師（地方監督）がなすこともすでに1763年の「一般地方学事通則」3条で規定済みである⁵。

教会・学校委員会審議では、まず14歳の年限について複数の意見が出された。その1つは反対派を代表するもので、第1に、14歳以前に「十分な進歩を達成」しているならば修了させるべきであり、第2に、それが可能でなければ「学習意欲（jeder Trieb zum Fleiß）は麻痺するにちがいない」、そのうえ、第3に、14歳以前に — 例えば「進歩の具合で12歳でも」 — 修了できるならば、「大きな稼ぎ手」として「農家の家計にとって大変な助けとなる」であった。いま1つは賛成派を代表し、州内で実施された学校調査結果に注目したものであった。その結果によると「読書能力を修得した子供は4校に1人存在」していた。賛成派はこの報告を重視し、斯かる「非常に進んだ生徒の存在は他の生徒が熱心に見習おうとする刺激を与える」、したがって斯かる生徒が14歳以前で修了すると「学校教授にとってマイナスの結果を惹き起す」と主張したのである⁶。

議会では反対派が多数で否決され、賛成派が支持されたが、その理由づけは、能力の非常に劣った子供に視点を当てたものであった。即ち、斯かる能力も、「困窮した生活状況が重なっても、14歳まで教授を継続するならば、望ましい最小限の知識を修得し、自己意識（Selbstbewußtsein）をもてるようになりかつ教養を深めることができるようになる」と⁷。

〔3〕就学延長（1-2年）の決定権を「学校を監督する牧師」に付与したことについて委員会及び議会で共通の疑義が出された。この内容も特筆されるべきものである。即ち、「家庭生活の最も内面に属す重要な斯かる事柄（diese wichtigen, das innerste Familieneben berührenden Angelegenheiten）」を「学校を監督する牧師の手にのみ委ね」

るのは「疑問」である、そもそも「牧師は家計と農業をほとんど知らず、抽象的な原理を優先し、それを、現状認識を欠いて、機械的に適用する」からである⁸。

その結果、延長は牧師と家長がメンバーとなる学校理事会 (Schul-Vorstande) で審議・決定されるべきとする修正案が用意された。これは3条の長期間の就学免除条項に適用されることになる(法文の該当箇所「長期間の就学免除の申請については学校理事会が決定する。」)。それではなに故に学校理事会にその決定権を委ねることが上記の疑義に応えることになったのか。議会の主張をそのまま転載してみよう。「初等教授の目的は、学校教授がもはや単なる国家制度としてみなされるのではなく、むしろゲマインデ事項としてみなされる時にのみ、達成される」、「このことはさらにゲマインデ理事から構成される学校理事会が教授の本来の在り方に関心を持つ場合に可能となる。」⁹(傍点は引用者)

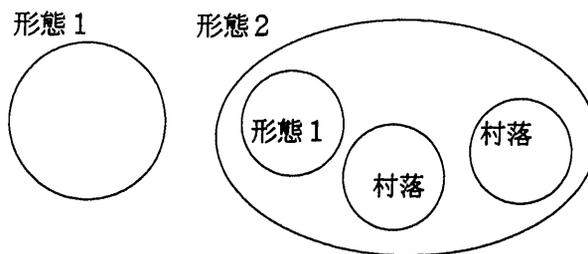
この言明は、私の歴史的想像力を超えるもので、教育の国家監督主義に対するゲマインデ主義と称してもよいものである。この見方は、斯かるゲマインデ主義が議会の「信念 (Überzeugung)」として「建議書」で表明されている¹⁰ことからみても、妥当性をえられるであろう。

第2節 学校理事会のゲマインデ主義

〔1〕学校理事会の関係条項審議は議会におけるゲマインデ主義の論議をみるうえで興味深い資料を提供する。改正草案審議段階における学校理事会設置は1812年10月の内務省令（学校理事会はグーツヘル・牧師・ゲマインデ理事・若干名のゲマインデ名望家から構成）に基づいて決定されている¹¹。ところが32条の条文に目を移すと、グーツヘルが斯かる構成から除かれている（教区牧師・地方視学、学区内ゲマインデの各理事、2-4名の学区内ゲマインデの家長）。この疑問を検討することから論歩を進めたい。

改正草案30条（法文29条）（「教師任命権者（Collator）」—法文では「学校パトロン（Schulpatron）」）—に「学校理事会の管理」と「議長を務める」ことが「属する」及び改正草案32条（法文31条）（地区牧師が「任命権者（法文は「学校パトロン）」が不在の場合に議長となる」）を読めば、ただちに氷解しそうである。改正草案6条（法文6条）（教師任命権者は「学校に所属する地区のグーツヘル」に属し、斯かる「グーツヘルが学区に所在しないならば、学校理事会がその任命権を有する。」）が改正草案30条（法文29条）と対応することも了解されるであろう。しかし問題はこれで収まらなかった。

図1 19世紀前半期学区形態モデル



まず御料地が単独で学区を構成している場合、学校パトロン（=学校理事会議長）は誰に属するのか。議会でもこの点は疑問に付され、結論として県^{レギールング}庁が御料地財務官（Domainen=Fiskus）を代理として斯かる権限を有することになった。さらにゲマインデが単独で学区を構成する場合についても議会で審議の対象となっていた。この場合は、注目すべきことに、今後ゲマインデ体制の進展に伴って増加してくると予想されてい

て、その権限はゲマインデ理事会に「認められるべき」という判断が付されていたのである¹²。

ここで学区の形態を整理しておいたほうがよいであろう。図1の形態1は私領地・御料地・ゲマインデが単独で学区を構成するケース、形態2は形態1ないし複数の村落(新たな入植地も含む)が連合して学区となる2ケースをとる。

ここで留意すべきは、学区形態がゲマインデ体制の進展に応じて、ゲマインデ＝一学区形態へ移行していく事態が認識されていたことである。斯かる進展は、さらに形態2の複数のゲマインデが一学区となるケースのみならず、ゲマインデ理事会が学校理事会の機能を組織する事態をもうみだしていくことも予想させるものである。

〔2〕ゲマインデが単独で学区を構成するケースを議会が認識(展望)していたのは、学校理事会における牧師の扱いをめぐる委員会と議会の審議においてさらに明確に読み取ることができる。委員会審議は、教区牧師を「無条件に及び事前の選挙ないし承認を経ずして学校理事会の構成員」とすることの「正当」性について集中した。審議の多数意見は、第1に、学制が聖職者の関与に任されているケースは「ますます少なくなる」、第2に、聖職者は「ほぼ間違いなく教会内の序列を学校理事会に持ち込み、その結果、将来の市民(Staatsbürger)の教育に対する彼等の影響を考えると、成果は期待されない」、第3に、「それ故に人物の資格審査が事前に実施されるべきである」¹³

ところが議会審議の場では、委員会案は聖職者の排除を含意した資格事前審査と受け取られたようであり、論議はこの点に集中した。それは、第1に、「聖職者の協力なくして、地方学制はただちに自己崩壊してしまうであろう」、第2に、「学校を教会から解放することは、なるほど理念のうえではうまく成立するかもしれないが、すくなくとも実践上は時期尚早で、実現不可能である」という2点に集約された。ただし、第3に、「学校理事会構成員として相応しくない聖職者はほぼ間違いなくその聖職者としての能力も劣っているであろう」という意見もだされ、委員会案に対する共感も表明されていた。議会はまず聖職者の学校理事会構成員の可否を決したが、上記第1、2点の理由より「牧師があらゆる状況を考慮すると学校理事会の構成員とならなければならない」を可決したのである¹⁴。

続いて聖職者の学校監督についての論議に移った。この点は第1に、牧師が地方視学(条文中の但書)であることについての是非、第2に、「宗教教師」^{レリギオンズスレーラー}としての評価が争点となった。第1点については上の決定より承認されざるをえなかったが、第2点に

についてはすんなりと収まらなかった。その論点と決着の仕方は議会の基本的な立場を表明する舞台となった。まず多数意見は、「宗教教師の民衆教育に対する功績は認めなければならない。だがしかし、宗教教師が生活のさまざまな要求を認めないで、理念的な、それ故に達成不可能な目標を追求してきたが故に、より高い国民文化を実現する努力を挫折させてしまっている」とする認識で一致していた。この論点では、斯かる「宗教教師の民衆教育」は「弊害」と認識されており、その「除去」がただちに論議の対象となった。その決着は、「学区の一般住民も学校理事会の構成員に加わることによって初めて達成されるであろう」（傍点は引用者）とする点で一致したのである¹⁵。

ここで注目すべきは、この決着の論理がここでも明確に「学制が国家の制度としてみなされず、ゲマインデの事柄として及びゲマインデの要求としてゲマインデによって育まれる時にのみ、一般的な民衆教育に対する初等教授の期待される成果が達成されることが出来る。」¹⁶（傍点は引用者）とするゲマインデ主義に基づいていたこと、さらにこれが「建議書」で国王（＝国家当局）に対して表明されていたことである。

条文上でこの決着にあたる箇所は第3項である。改正草案の該当箇所は、以上から予想されるように、大幅な修正を余儀なくされたが、その修正を決定づけた発言が「学校理事会の構成員の任命は本来ゲマインデの事項である」（傍点は引用者）であったのである¹⁷。修正の主要な箇所は次の通りである。第1に、改正草案「学校に属すゲマインデンの2から4名のこの職に適任である家長」の傍点箇所は削除（削除の意味は、名望家であることの限定を排除、ただし「名誉職」とする）、第2に、改正草案「斯かる家長は第1に任命権者、牧師及びゲマインデ理事、によって選出され、郡長によって承認される」の傍点部分は「学校に属すゲマインデン」に変更された。

以上のように、議会はゲマインデが学区を構成するケースを学区のモデルと認識（展望）し、学区の学制事項を「ゲマインデの事柄」とする基本認識を共有していた（少なくとも議会で議決可能であった）。斯かる基本認識が学校理事会の位置づけにおいても明確に貫かれており、学区を構成するゲマインデの家長をゲマインデの選出によって理事会の構成メンバーと規定した条文は学区住民の教育行政参加の先行形態を描きだしているとみなすことができよう。

〔3〕学校理事会の業務と権限（関連条項は改正草案33-36条、法文32-35条）に関する議会審議（改正草案作成段階での審議は不明）も私のこれまでの認識を超えるものであった。委員会審議は逐条ごとにおこなわれるが、改正草案33条（「学校理事会は一

一般的にみて学制の外的秩序 (die äußere Ordnung) を処理し、当会にだされる命令を遵守する義務を負う。) 審議の冒頭から「内的秩序 (die innere Ordnung)」が取りあげられた。議会に提出された委員会報告によると、「全学区住民は学制における内的秩序の処理の仕方に最大の関心を有している、即ち全学区住民が、教授計画と宗教が教授される精神に関しても、実際生活かつ人間性教育に関心が払われていることに確信をもてるようにならなければならない」、「全学区住民が斯かる確信をえてはじめて」ゲマインデは「その機関である学校理事会」で「外的秩序を取り扱う気持ちと忍耐を持続できる」、しかしそうではなくして、「外的秩序のみに」限定されるならば、学校理事会は「学校に対して一種の下僕関係に成り下がってしまうであろう」、そういう事態になれば「大変な犠牲を伴って維持されることになる学校の成果は期待されない」と断言され、「内的秩序の取り扱い」をも 33 条に付記する提案を議会に上程した(傍点は引用者)¹⁷。

委員会報告・提案に関する議会審議の詳細については不明であるが、「建議書」によると、議会は委員会審議報告に加えて、理事会が「内的事項をも取り扱う」「義務」を有するのは「斯かる(改正草案 32 条第 3 項の—引用者)原則にもとづく」ものであるをやはり 33 条建議の冒頭に挿入したのである¹⁸。33 条に「内的事項の取り扱い」を付記する案件については議会でも可決された。だが中央政府の段階で否認された。その理由についての政府側の説明は不明であるが、おそらく改正草案 34 条の内的秩序の規定で充分であると判断していたと想定される。委員会でも当然のことながら同条の審議が継続された。

委員会は改正草案 32 条 3 項の修正及び同 33 条の内的事項に関する決定に基づいて、改正草案 34 条(法文 33 条) (「学校制度の内的秩序 (教授指導、教授法、教授計画の実施等々) についての指示及び教師の職務の監督は学校の地方監督である牧師の義務である」) の傍点 (引用者による) 箇所、即ち内的秩序の監督を「学校理事会と並んで県庁によって任命された地方学校視学 (Lokal=Schul=Inspektor)」(傍点は引用者) とする案を上程した。議会では、委員会案について、「異なる機関が同時に内的秩序を取り扱い」両者間の「軋轢は完全に回避されない」という懸念が表明された一方、「地方学校視学」を削除して (「地方学校視学の職務は必要」ない) ここに学校理事会を入れる代案もだされた¹⁹。「建議書」をみると、後者の代案が提起された時に、議会は「学校理事会は学制の監督をゲマインデの名で実施し」、「さらに学校の教育活動について当然通じている」という「見解で一致していた。」しかし議会は最終的に委員会案を議決したのである (法文では斯かる議会案は却下され、条文は改正草案のままとなった)²⁰。

〔4〕さて上記の論議では県庁の地方機関である視学に対する学校理事会の「位置づけ」が問題となっていたが、その背後には、実はすでに改正草案32条の委員会審議で争点となった教区牧師を「無条件に及び事前の選挙ないし承認を経ずして学校理事会の構成員」とすることの「正当」性如何の問題がここでも伏在していたのであり、ここではそれが地方視学に牧師を当てることの「必然的 (notwendig)」如何の問題として表出した。議会は「必然性は決して認められない」とする見解で一致したが、その説明の論理は恰もゲマインデ主義を自ら案出するかのような表現で語られている。即ち「地方視学は県庁の機関とみなされるべきで」、それに対して学校理事会は、既述したように、「ゲマインデの機関」であり、学校の教育活動についても牧師よりも精通しているという点を述べた後に、その牧師批判が続く（「教区聖職者が毎回地区視学として任命されなければならない必然性は決して認められない²¹」傍点は引用者）、そしてその批判を楯に、上段の正当性を確認する論法が採られている。

このように改正草案1条から34条を貫く論理がゲマインデ主義であり、それが学区構成ゲマインデ自体の任命による家長の学校理事会メンバー化と学校理事会の外的及び内的事項の管理という学区住民の行政参加の制度化を主張する強固な思想的背景となっていたことは、いまや見紛うことなく明らかとなったであろう。さらに敢えて付言すれば、斯かるゲマインデ主義と行政参加は、県の教育行政機関である学校視学＝教区聖職者のとくに内的事項への一方的な監督排除を主張する論理ともなっていたのである。

第3節 ゲマインデ主義と住民参加

〔1〕ゲマインデ主義と住民の教育行政参加をつなげる議会側のいま一つの説明の仕方も特筆するに値する。改正草案31条の後段（「学区の全グーツヘルは学校試験と学校祝祭に常時招待されるべきこと。」）について、まず委員会では「民衆に学制に対する関心を鼓舞するために、グーツヘルのみならず、学区の全家長（sämmtliche Hausväter）も学校試験と学校祝祭に招待されることが望ましい」（傍点は引用者）——とくに傍点を付した後者の箇所については「祝祭は、教場が手狭である場合には、教会でおこなわれなければならない、そうすれば一層盛りあがることになるに違いない」²²で語られている——とする修正案がまとめられた。議会ではこの修正案中の傍点後半箇所を「招待されなければならない」と再修正して前文を承認した²³（法文をみるとこの箇所についての斯かる修正は却下されている）。

ここでいう「学校祝祭」の具体的内容に就いては不明であるが、これと学校試験に全住民が参加すべきとする議会の言い分（上記改正草案の傍点前者箇所）には、これまでの文脈からすると、学区の教育が住民の参加によって担われるものだという言外の意向が強く込められているといえよう。

いま一つの補足は、改正草案34条に関連するもので、既述したように、議会は地方視学に無条件に教区聖職者を充てることに強い難色を表明していた。その理由は県庁教会・学校制度局が「学制に対するセンスと知識」を欠いた牧師を強引に選出することへの危惧を議会が払拭できなかったからであった。がしかし議会は最終的に地方視学に牧師を充てることに同意する。その理由は、議会側が、その後（3月16日の第32議会）州宗教会議改革審議で、「教会事項のすべての審議にさいして、ゲマインデによって選出された成員が加えられ、全宗教会議は斯かる成員と聖職者から構成され、州宗教会議は公開されるものとする」（傍点は引用者）決定をし²⁴、その体制下で上記の懸念を「是正」できると判断したからであった²⁵。

ここでも、みられるように、州教会会議の住民参加と公開の制度化が会議改革の課題となっていたのであるが（したがって教会会議体制を国家教会行政の強化ととらえることは再考される必要がある）、斯かる改革の下で上記の懸念が払拭できると判断した議会

の認識に、住民参加と公開の制度化に対する強い期待と確信が込められていた、と読み取ることができよう。

〔2〕ここで、再び既述したヴェーラーの問題提起——「何故に学校改革が、10年代の短期間の改革期後1848年まで、反動体制にも拘わらず、明確に保守主義へ進まずに、多くのところで自由主義的・合理主義的傾向を柔軟に保持しえたのか?」——に立ち戻ってみたい。彼はこの問いに対して、いわゆる3月前期において、教会・学校行政機構は集権的監督体制を確立したかのように法制上見えるが、それは仮想的現実であって、実体は「いまだ中央集権化されない政治システムの空洞が存在」していた、という回答を用意していた。

この「空洞」化現象は、ノイゲバウアーが注目する州議会の存在とここでは読み替えてもよいが、しかしこれを字義どおり「空洞」と捉えるには抵抗が残る。むしろ中央集権化された政治システムの「干渉」を「可能な限り防ぐ」という議会の主体的な対応として読み直してみなければならない。以上の考察よりすると、斯かる議会の主体的な対応はゲマインデ主義と住民参加の論理を自ら構築していく過程でもあったとする視点を用意してみる必要があるだろう。

次の課題は条例制定のいま一つのテーマである学区の策定審議と公共性を、内務委員会と救貧委員会の両審議をも加えて、検討していきたい。

註

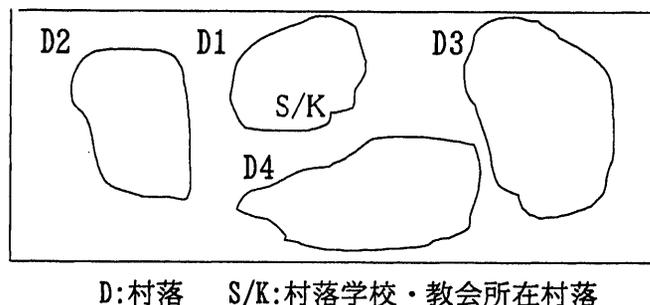
- 1 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd ,S.53f.
- 2 *Provinziallandtag(1845)*,S.11.
- 3 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.30.
- 4 法文は G=S.1846,S.1-16.
- 5 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd ,S.54.
- 6 *Provinziallandtag(1845)*,S.11.
- 7 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.30.
- 8 *Provinziallandtag(1845)*,S.12.
- 9,10 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.31.
- 11 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.66.
- 12 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.33.
- 13,14 *Provinziallandtag(1845)*,S.29.
- 15 *Provinziallandtag(1845)*,S.30.
- 16 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.43.
- 17,18 *Provinziallandtag(1845)*,S.30.
- 19 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.44.
- 20 *Provinziallandtag(1845)*,S.31.
- 21 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.44.
- 22 *Provinziallandtag(1845)*,S.29.
- 23 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.42.
- 24 *Provinziallandtag(1845)*,S.253.
- 25 *Provinziallandtag(1845)*,S.32.

第5章 学区のゲマインデ主義と公共性

第1節 学区再編審議開始

〔1〕既述したように、1831年にプロイセンラント州ラント議会は州学制の改革に着手することを決定し、ラント議会改正草案は第4回議会（1834年）に上程されたが、その本格的な審議は1845年の第9回議会で開始された。ところでプロイセン州で改正草案作成が他州に比して先行した—換言すれば焦眉の急を要していた—理由は現行法（プリンキピア・レグラティヴァ、ALR及び州法）では対応困難な状況が現実に行進していたからであった。その状況とは、一言で言えば、学区の旧体制解体の進行であった。

図2 19世紀前半期学区モデル



さて、学区は如何なるイメージで捉えられるか。前出した（第II部第4章第2節）図1を例にして、その輪郭を再度整理しておきたい。まず形態1からみておこう。形態1は私領地（複数の村落から構成される私領区域を含む）・御料地・ゲマインデが単独で学区を構成するケースである。形態2は形態1ないし複数の村落が連合して学区となる二ケースをとる。図2は、予備的考察結果に基づいて¹、形態1、2をさらに一般化して学区の操作的モデルを作成したものである。第1に、学区は、学校のみならず教会が設置されることによって、教会規律・学校規律と住民の自己意識・社会意識とが直接交差する新たな空間となる可能性を用意する。第2に、学区の画定線に注視しなければならない。画定線は教区（ないし支教区）さらに救貧団体と重なり、この画定線が同

時に行政的単位として読み替えられるものであった（18世紀の実態については10年代の東プロイセン復興政策において実証されている²）。第3に、したがって、構成村落は学区という新たな行制単位という枠組みを付与される。その具体的な、予想される現れは、村落社会に学区の学校理事会を媒体として、行政と交渉する新たな機能空間が形成されるのではないかとということである。

さて19世紀改革期の農村社会はこの操作的学区モデルから読み込むと如何なる歴史的姿容を浮かびあがらせてくるのか。1811年から開始された改革によってグーツヘルの所領区域は再編され、ここから農民所有地が分離される。その分離の法制上の状況は、1816年12月の「訓令」によって、「グーツヘル—農民関係がもはや存在しない」「農村の共同体」(19条)、グーツヘル直営地と「グーツヘルの下にある共同体」(20条)の併存として現れる³。しかし実態を瞥見すると、1820年のグムビネン県庁報告では分離の進行によって両者が相互に入り組み⁴、さらに1830年代のプロイセン州では他州に比して所有・分住の変動が激しく、村落及び直営地の消滅・生成の頻度が非常に甚だしかった⁵。その結果、東部では年間の村落数を正確に把握することが極めて困難な状況にあった。新たに発生した村落をみてもその戸数規模は1831/32年のリタウエンで30以下が村落数全体の96%を占めていたのである⁶。

〔2〕1830年3月に宗務・公教育・医務省はライン州を除く全州の県庁及び宗務局に「省令」を発し、ここで上記の状況が教区境界の変更を惹起していること、その変更は学区の画定を基準にしてなされるべきこと、そしてこの変更の必要性は「差し迫った」ものであることを指示している⁷。「1835年度東西プロイセン及びリタウエン行政年次報告」でも、「分住に際して、警察監督と児童の就学が非常に困難になることが認められる」と⁸、「省令」のいう緊要性が確認されている。

それでは斯かる教区及び学区の再編は如何なる行政的意図のもとで企図されていたのか。それは文字どおり教区及び学区の再編以上のものではなかったのか。法令はこの点に関して完全に沈黙している。そこで私は未刊行の県レベルの行政文書を検索してみた。予想どおり「1826年度マリーンヴェルダール県に関する内務・警察行政年次報告」で、教区が「3から4マイルの距離で画定されている」場合に教会の支配は「最も良好」になされること、教区の画定が村落合併=再編制の基準とされることが建議されていたのである⁹。

以上のように、19世紀前半期の村落社会は、学区を基準として画定されることによっ

て、学区として論議される対象となった。ただしここで留意すべきは、その対象化は教会の支配の有効性という内務・警察行政のものであったが、しかしその次元にのみ限定されてはならないということである。即ち村落社会は学区に編入されることによって、行政の単位であると同時に、第2部第1-4章で考察されたゲマインデ主義の文脈からみると自ずから住民がアイデンティティ（自己意識と社会意識）を自律的に形成する空間、さらに行政と交渉（＝行政参加）する空間として意味転換される可能性を付与されていると想定しなければならないからである。

とくに後段のテーマが、その設定可能性を含めて、本章で論じられることになるが、その前に改めてノイゲバウアーのプロイセンラント州ラント議会の再評価について再確認しておきたい。彼の論点は、既述したように、議会の情報公開制 - 請願運動の評価と対を成して、研究史の転軸を画するものであるが、それは同時にプロイセン近代化論にも新たな視点を投げかけものである。この点は上記のテーマを論じるにあたって常に保持しておきたいので、煩雑に過ぎるが、繰り返しておきたい。即ち、3月前期におけるプロイセン州ラント議会は、プロイセン近代化を専ら19世紀初期の官僚制によって惹き起されたという観点に対して¹⁰、行政機関から、未だ不十分ではあったが、立法機関へ転換し、権力分立という政治システムの方向を推進し、従って行政のパートナーとしてではなく、行政のコントロール機関——ローカルな世界における行政による法規範の侵入に抵抗（「グーツヘル及びコムナールの領域に国家行政が干渉することを可能な限り防ぐ」¹¹）——として自己を把握していたのである（議会の自律性）¹²。地方の行政的自律性と立法への住民参加をキーワードとする斯かる斬新な「独自」論は学区を論じるさいにも新たな論点の展開の可能性を予感させるものである。

〔3〕既述したように「プロイセン州初等学校条例」第一次改正草案は1834年の第5回議会に上程される。その改革の核心は、第1に、州全体を学区（Schulbezirk）に分割し、第2に、教師の任命権を領主裁判権者から、いわゆる教育税を学区の土地所有に応じて納める土地所有者（Grundbesitzer）に移したことにあった¹³。第1点を改革の第1柱に据えさせた主因は土地所有の変動（分割）から派生する新たな農民居住地区（入植地及び分住地）の著しい増大にあった。

第7回議会第9総会（1841年3月16日）は当議会に土地の分割譲渡及び新入植地設置に関する条例案の審議を開始した。議会は、同年2月23日の勅命によって、「地所の分割売却及び新入植地設地令」（Verordnung wegen theilweiser Veräußerung von

Grundstücken und Anlegung neuer Ansiedelungen) (本規程は1807年10月9日のEdikt über Theilung der Grundstücken 第4条の補足規定)を同州で導入することの審議を命ぜられた。議会審議では、第1に、「所有地の最大限自由な処分」が「可能な限り容認」されたが、その一方で斯かる「処分」と「結びつけて」、「分割された土地と国家・ラントスポリツァイ・学校・コムーネンとの関係を調整することは望ましい」とされ、4条「1条及び3条*に基づいて必要とされる承認は次の場合にのみ与えられる」「b」分割地取得者及び予想される入植者は司法行政及びポリツァイ行政、ゲマインデ連合、教区連合、学区連合と関係をもつことになるが、斯かる関係は、彼らの要求に不利益が生じることなく、現在ないし将来に亘って第三者の義務がその意思に反して過重されたり或いは権利が損なわれることのないように、なされること。」(*3条「新たな入植地及び分住地の設置以前にラントポリツァイ当局の承認が得られなければならない。」)¹⁴に基づく連合化を支持する見解が多数を得た¹⁵。第2に、新農民居住地区の設置について議会は委員会案を承認したが、当州以外の実態報告に基づいて、いづれも斯かる地区の増加とそれに伴う学校の拡充が不可欠となっている認識を深めている(しかし入植者の斯かる拡充の費用負担については確認されないままとされていた)¹⁶。この傍点を付した事柄こそが、実は、本規程審議のいま一つの重要課題となっていたのである。

とくに議会における法律審議結果は「建議書」として国王に上奏されることになっているが、本規程の「建議書」は第1-4条について、上段の議会審議と一見矛盾する見解が付されていたのである(「建議書」は議会の議決に基づいて作成されるので、ここで記載された内容は議会の見解とみてもよい)。

〔4〕議会は、非常に興味深いことに、所有地の細分割化が惹起すると予想される農村社会の構造変化を非常に危機感をもって分析的に把握し、伝統的社会の転換が差し迫っている事態を鋭敏に読み取っていた。斯かる危機感は、第1に、所有地の分割によって長子相続が困難になり、その結果家父長制が崩壊する、第2に、「祖先からの土地で家族を養うことと不可分の関係にある良俗」が維持されなくなる、第3に、細分割化規定は「家族生活の内奥、兄弟姉妹関係と夫婦関係及びこの双方の関係、子供と両親との関係に最も深く関っており、国民の道徳的発展に決定的な影響を持っている」に表現されているように¹⁷、まさしく伝統的な家族関係の崩壊に向けられたものであった。

以上のように、議会は「所有地の最大限自由な処分を可能な限り容認」した一方でその影響は伝統的な家族関係の崩壊に及ぶと認識していた。このジレンマは解消されると

ころか、別の形でも進行していた。1843年第8回議会でグラボヴォの郡長＝騎士領所有者ペグイルヘン(第一身分代議員)は、共有地分割のみならず村落連合の分離が進行し、各共同体にとって弊害が生じていることを訴えている。議会でもこの認識は共有され、「恒常的な分割と所有の不安定がゲマインデ成員全てにとっての荒廃の原因となっている」という判断が示されたのである¹⁸。

ここで改めて繰り返すが、議会は斯かるジレンマの発生を十分に知悉し、4条b)の連合化を支持したのであった。そこでいよいよこの連合化支持に付された「分割された土地と国家・ランデスポリツァイ・学校・コムーネンとの関係を調整すること」の意味が新たに問われなければならない。

条文は「分割地取得者及び予想される入植者」に対して「司法行政及びポリツァイ行政、ゲマインデ連合、教区連合、学区連合」の区画を明確にすることを規定している。したがって「分割地取得者及び予想される入植者」は新設入植・分住地と読み替えられ、これが新たな連合に編入されることになる。斯かる編入が「調整すること」と同義となっている。ここでさらに問題となるのは、斯かる「調整」自体の意味である。条文上の意味は、行政当局が「1826年度マリーンヴェルダール県に関する内務・警察行政年次報告」で示した政策的見解(教区が「3から4マイルの距離で画定されている」場合に教会の支配は「最も良好」になされる)と同一であるとみられる。これを傍証する法令として、1845年1月の「土地分割及び新居住地建設法」を上げておきたい。ここでも入植・分住地は「ポリツァイ行政」と「教会及び学校関係」(教区・学区)に「適切に秩序づけ」られなければならない(31条)¹⁹。この「秩序づけ」も既述した1830年の「省令」(教区境界の変更は学区の画定を基準にしてなされるべきこと、そしてこの変更の必要性は「差し迫った」ものである)から判断しても、やはり、新居住地をまず学区→教区に画定し、学区→教区への行政の支配システムの確立を図る政策意図が読み取れる。

それではラント議会は斯かるジレンマ状況を如何にして打開せんとしたのか。議会も4条b)を受け入れたのであるから、教区→学区の連合化＝再編成に着手しなければならない。これも上述したように、議会はすでに新居住地区の増加とそれに伴う学校の拡充が不可欠となっている認識を深めていた。議会が斯かる学区の策定(法制化)について本格的な論議を開始するのは、第9回議会(1845年)の「プロイセン州初等学校条例」審議(2月12-15日)であった。

第2節 「プロイセン州初等学校条例」改正草案審議 における学区再編論議（1845年第9回議会）

〔1〕「プロイセン州初等学校条例」（以下「条例」）について条文を本格的に解釈しその評価について言及した内外の先行研究は非常に限られている。その代表的なものが梅根悟の見解であり、それが通説をなしている。即ち「条例」は「学校」を「封建的領主と寺院との支配の下につれ戻」した「観がある」、あるいは「聖職としての地方監督、主席牧師等の学校監督権を確認して、完全な旧体制復活をはかっている」とみなされた²⁰（この見解を旧体制復活説と称しておく）。梅根の考察は、それまでの伝統的な手法に則って、成文化された法文解釈に限定されており、成文化に至る改正草案審議過程にまで全く向けられていなかった（恐らくその史料を入手することができなかったからであろう）。

1992年にプロイセンラント議会議事録集全三巻（各巻は開催年度の専門委員会及び議会審議・国王への「建議書」・国王から審議を勅命された法令規程案から成る）が刊行され、ようやく日本でも改正草案審議過程を読むことができるようになった。本報告は斯かる改正草案審議過程を解読する作業の中間的報告であるが、現在の段階においても上記の梅根の解釈は誤っている、と指摘することができる。ここでは誤っているとする論拠を提示しておく必要がある。

その論拠は — 議会が学制の旧体制復活に対してゲマインデ主義を強く志向していたことを示すことになるが —、既出したように、「学制が国家の制度としてみなされず、ゲマインデ独自の事柄として及びゲマインデ独自の要求としてゲマインデによって育まれる時にのみ、普遍的な民衆教育に対する初等教授の期待される成果が達成されることができる」²¹の表明にみいだされる。斯かる表明はもちろん一回限りのものではない。議会は問題の新学区の設置を「ゲマインデの目的」の範疇と捉え、斯かる「ゲマインデの目的」を実現するための教育税（その基準は地租と階級税に準ずる）の徴収は、「一方的な徴収」ではなく、住民「参加」の「協議」によって「のみ可能」となる、という見解を「建議書」で国王に対しても表明しているのである²²。さらに学校理事会についても、第2章第2節の〔2〕〔3〕で詳述したように、議会は改正草案32条第3項、同33条及び34条の大幅修正を決議し、ゲマインデ主義を表明しているのである。

〔2〕改正草案には学区編成を直接規定した独立条項はないが、しかしこれは学校設置・維持費に関するために関係条項 43-74 条全体で一つの再編基準を構成している。ここでは、各条項を逐条ごとに検討せずに学区編成に対する宗務・公教育・医務省の政策方針(=「趣旨説明」)を読み取る作業からはじめたい。

「趣旨説明」の主たる内容は条文に対応する現行法制の照合並びに解釈であるが(その作業は実質的には州宗務局及び県教会・公教育制度局が担当)、これをこれまでの政策・制度史に対する行政側の正史を語ったものとして読むと非常に興味深い内容が含まれている。まず従来の学区として、第1に教区、第2に都市、第3にゲマインデないし連合ゲマインデがあげられている。とくに第3の形態は、すでに改正草案が作成された時点では制度的に認定しなければならない状況にあったとみられる。そのために「趣旨説明」は、この形態を「プリンキピア・レグラティヴァ」(1736年)に「基づいて」「制度(Institute)とみなされなければならない」(傍点は引用者)として法制上の言わば追認をし、「^{ゲマイネ・シューレ}Gemeine Schule」の名称を使用している(^{ゲマインデ・シューレ}Gemindeschuleの名称も同義で後に使用される)。そのうえで、さらに、「趣旨説明」は、追認がALR二部12章12、13、26、29、34、35、39条に照らしても妥当であるとし、改めて「ゲマイネ・シューレ」を「一ゲマインデないし連合したゲマインデンのために設置された施設」とみなしている²³。

「趣旨説明」は第3の学区住民についても注目すべき重要なコメントを付している。1807年の農業改革立法以前の法制状況(プリンキピア・レグラティヴァ、ALR二部12章36条、プロイセン州法1条補足221)では、学区住民は「ゲマイネ・シューレ」の維持費分担者であるゲマインデの全家長及び構成員(その所有と家計に応じて分担)とグーツヘル(学校建築資材と教員給与を援助義務)からなっていた。これが、1807-14年の改革諸立法により、グーツヘルは援助義務を解除される(その結果グーツヘルのゲマイネン・シューレに対する管理と監督についても同様となる)。

〔3〕さてここで再びゲマインデと学区との関係について整理する必要がある。グーツヘルの援助義務が解除されることによって、「ゲマインデン」はゲマイネ・シューレの財政維持を「自立して」配慮しなければならない。そのために「必要な」措置としてあげられた課題は、ゲマインデンの財政上の「自己能力(eigene Kräfte)」を確立することであった。この2点はおそらく行政側にとっても新規の政策課題であったと予想される。

とりわけここでは「Schulgemeinde」と「Ortsgemeinde」との関係が法制上の解決を要

した最大の問題となった。それ故に問題解決の鍵は、第1点に、「学校は関係ゲマインデンの制度であるという原則」から出発し、第2点に、「SchulgemeindeをOrtsgemeindeから分離しない」方策——「分離された場合には、例えば学校建築に際してSchulgemeindeはOrtsgemeindeより土地・建材等々を購入することになるが、その資金を売却する同一ゲマインデ=Ortsgemeindeの成員である家長の分担金によって捻出しなければならない」——を探ることにあつた。

とすると、行政団体と学区との関係はどのように整理されるのか。行政団体自体は学校建設及び維持費の全額を支弁する義務はない（県庁は、ゲマインデの決定——自発的にゲマインネ・シューレに多額の出資をすること——を承認してはならないと理解してきた）。その理由は、繰り返すまでもなく、学校の維持義務はOrtsgemeindeにではなくSchulgemeindeにあると解釈されてきたからである。その結果、ゲマインデは自己矛盾に陥ってしまうことになる。即ち、実体はSchulgemeinde=Ortsgemeindeとなっており、両者はまさしく「自然的一体」であるが、法制上の形態は「リアリティを欠き」、両者を分離している。

「趣旨説明」は、注目すべきことに、この法制上の形態を「明らかに誤った体制」であり、この解釈=体制は「学制に対する不和を招来させるのみならず、politische GemeindeとSchulgemeindeとの間の分離と対立の思想を」「民衆の考えの中に持ち込まざるをえない」（傍点は引用者）と批判している。

〔4〕ここで「趣旨説明」（=行政側の改正草案構想）は従来の法制解釈=政策を転換せざるを得ないとする認識を表明する。即ち、「国家はもはや、以前の如くに、グーツヘル及び裁判権者に依拠することはできない。ゲマインデはいまや自立してここに初等教授に関して課せられている義務を果たす為に登場しなければならない」（傍点は引用者）と。第1点についての「趣旨説明」は漸く結論に近づいてきた。

その結論は明白である。即ちSchulgemeindeを「特別に形成することは不自然である」、したがって「複数のOrtsgemeindenが一学校の維持のために連合すること、及び他のゲマインデ連合Gemeindeverbandeに属すかないしゲマインデ連合に属さないゲマインデが単独でGemindeschuleに入ることはもちろん排除されない。」²⁴

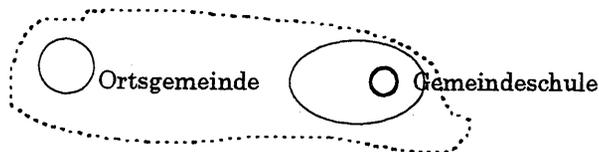
これをモデル図で示すと図1のように描彼る。ここでは学区は、単純化すると、I型とII型に類別されている。I型は、1学校に属すOrtsgemeindeの連合学区、II型は1学校が1Gemeindeに属す1Gemeinde単独学区である（この類別の基準は学校維持費負担

能力=財政上の自立性である)。それではI型、

II型と Politische Gemeinde との間の「分離と対立」の関係はどのようになるのか。

図1 学区モデル

Schulgemeinde (I)



Schulgemeinde (II)



そのことについては直接言及されていないが(その理由は農村地帯で「分離」を解消するには Ortsgemeinde の財政上の自立が未だ達成されていない現状にあるからである)、都市の場合を例示して間接的にその疑問に応える慎重な記述がなされている。即ち都市では das Kommunalwesen がすでに法制化

されており(都市条例)、「学校が完全にゲマインデに属すことは自明である」、同時に学校は Kommunalmitteln から維持されることになる²⁶。したがって都市条例に比せられる Landliche Kommunalordnung が法制化された段階で(現状は農業改革の進行過程にあり、既述したように、旧体制の解体・再編の過程にあった)、Schulgemeinde と Politische Gemeinde の「分離と対立」は都市の例のように解消されることになる。以上が内閣における学区の法制上の認識であった。

それでは、斯かる学区再編の政策上 — 形式的な法解釈とは別次元 — の意図は何処にあったのか。それは非常に明確に、「学制の役割は」「Landegemeinden 住民に集合的な帰属感を意識せしめるところにまさしく本来的に示されている」²⁶(傍点は引用者)。この傍点を付した箇所学区の法解釈を重ね合わせると、政策意図が一つの明確な輪郭を持って立ち現れてくる。それは、もはや縷言するまでもなく、流動化の渦中にある農村社会を学区によって行政的に区画 — 農村社会の Schulgemeinde 化=行政的整秩化 — し、ここに編入された Landegemeinden 住民の「集合的な帰属感を意識」せしめるところという学区規律化構想である。この規律化は、既述したように、「1826 年度マリーンヴェルダール県に関する内務・警察行政年次報告」でその実際の有効性が指摘されており、19 世紀の農村社会—学区史を読み解く重要なワードとなると予想される(これも既述したが、1845 年 1 月の「土地分割及び新居住地建設法」で入植・分住地が「ポリツァイ行政」と「教会及び学校関係」(=教区・学区)に「適切に秩序づけ」られる、と規定されたことも上段の予想を傍証するであろう)。

〔5〕議会における条例改正草案審議は改正草案と現状とのズレを確認し、改正草案に対する疑念と修正案を議決している（その最終文書が「建議書」）。学区再編論議も当然に現状——とくに学区の財政負担能力——分析に時間が費やされている。ここでもその論議にそいながら、再編論議を再構成してみたい。

まず使用されている用語である。改正草案 44 条は Schulgemeinde を「Ortsgemeinde 及びその他に学校に属す Ortschaften」（傍点は引用者）と表現している。前者は学区形態 II、後者は形態 1 を示す。議会は形態 I に、実態に対応した「Schul=Societät」の名称を使用している。議会が学区再編で第 1 に問題としたのは「小規模の」Schul=Societät の斯かる財政能力の欠如であった。議会はその欠如の発生を、学区が機械的な地理的範囲で画定され、そこに大土地所有者の労働者家族ないし分住者のみが定住する Ortschaften が編入された場合に、各 Ortschaft の財政負担を世帯数に準拠すると（改正草案 45 条）、上記の住民に生計を超える負担を強いることになり、それは事実上不可能であり、不足額が否応なしに生じる、ととらえていた²⁷。

したがって「小規模の」Schul=Societät の再編が、実は、議会の重要な問題関心となっていた。議会は、斯かる「小規模の」Schul=Societät に周辺の Ortschaften を編入する改正草案（57-63 条）を支持するが、とくに 68-70 条に規定された「Gemeinde=Feldmarken」（ゲマインデ耕作地）に生れた、荒蕪地である分住地 Kolonisten=Etablissement 住民の「学校要求」に応じる姿勢を非常に鮮明に表明している²⁸。この新分住地の実態は、既存の学校所在地から「非常に遠距離」にある、しかも荒蕪地という僻地の小集落であるが²⁹、議会は、斯かる、実は、最も就学が困難な、新居住地——したがって如何なる居住地であろうともその——住民の「学校要求」に応える財政的措置を検討していたのである。

このような僻地にある小集落にまで学校が設置された事例は 1810 年代にベルリン周辺のマルク・ブランデンブルク県でも見出された。私は、1992-93 年にプロイセン枢密国立文書館（ベルリン）でアンガーミューデ郡とユターボク=ルッケンヴァルデ郡の教区・学区査察未刊行文書を終日調査していた折りに、偶然、1811 年当時生徒数わずか 12-15 名にすぎない支村にさえも学校が設置されていた事実³⁰を発見し、瞬間感動に近い驚きを覚えた体験をもつが、プロイセン州においてもこの傾向が確認され、これが 19 世紀前半期における地方教育改革の特徴の一つであると指摘することができると予想している。

第3節 学区のゲマインデ主義と規律化

〔1〕僻地の新分住地に学校を新設・維持する財政上の困難性は議会を悩ました。この難問に対して議会は、国王ではなく、「国家の義務」論を初めて持ち出している。即ち、州民は国王の「忠実な臣民」として「共通の民衆教育（die allgemeine Volksbildung）」を「等しく与えられる」、これは国家にとって「最も普遍的意義を有する事柄」であるが故に、この「事柄のために援助する」ことは「従来国家の義務であった」、この義務は今後も継続されることを望むが、それは直接国庫による財政支援ではない、一旦州学校基金（従来困窮学区に教師維持費を補助する）を国庫で支援し、今後はこの基金を新設学区の学校建築費助成に充てることを「要望」した³¹（この「要望」は「建議書」に添付された議会の総括的な見解を述べた文書で示されたものである）。しかしこの「要望」の論旨が議会のゲマインデ主義と十分に整合しているとは言い難い。議会は実は「建議書」全体でこの論理の説明を展開していた、といっても言い過ぎではない。

もちろん行政もこの事態を十分に把握しその解決策を改正草案 72-74 条で示している。改正草案は、学区住民の分担金を「Kommunal=Kasse」と「Ortsschulkasse」（前者が無い Ortschaften で「特別に」設置される）に収め、その「剰余金」とさらに「特別の出資を募って」これを新設学区に充てる方針を決定した。しかし議会は「剰余金」を「他の学校に回すことは賢明ではない」と判断した。「そのような措置は、学区における Schulkasse の管理意欲と学校目的に使用するという意義を抑制するだけである」という理由が付されている³²。

この末尾の文章は、一見して学区間の財政的独立性を表明したようにも理解できるが、さらに学区の財政運営機関である学校理事会の独立性を「管理意欲」と読み替え、そのことによって理事会の自律性をも表明しようとしている。このように読み取ることは確かに牽強附会として論難されそうである。それに応答するためにここで改めて当の学校理事会メンバーに学区の一般住民参加を要請した改正草案 32 条 3 項の修正事由を再度あげておかなければならない。

まず修正箇所を示しておきたい。その主要箇所は次の通りである。第 1 に、改正草案「学校に属すゲマインデンの 2 から 4 名のこの職に適任である家長」の傍点箇所は削除、第 2 に、改正草案「斯かる家長は第 1 に任命権者、牧師及びゲマインデ理事によって選出され、郡長によって承認される」の傍点部分は「学校に属すゲマインデン」と変更さ

れた。次に修正事由であるが、それは端的に、「初等教授の目的は、学校教授がもはや単なる国家制度としてみなされるのではなく、むしろゲマインデ事項としてみなされる時にのみ、達成される」、「このことはさらに、ゲマインデ理事から構成される学校理事会が教授の本来の在り方に関心を持つ場合に可能となる。」³³(傍点は引用者)、「学校理事会の構成員の任命は本来ゲマインデの事項である」³⁴(傍点は引用者)にあった。実は、この文脈の中で、ゲマインデ主義を徴証するものとして前出した文章 — 「学制が国家の制度として見なされず、ゲマインデの事柄として及びゲマインデの要求としてゲマインデによって育まれる時にのみ、一般的な民衆教育に対する初等教授の期待される成果が達成されることができる。」(傍点は引用者) — が位置づけられているのである。

〔2〕それでは斯かるゲマインデ主義は学区住民の「学校要求」にどのように現れることになるのか。一例を1845年3月3日の第12議会審議から上げておきたい。その審議対象は、フィッシュハウゼン郡会がすでに1841年11月7日の第7回議会に提出した授業案に関する請願であるが、議会はその内容の重要性を認め、これを条例改正草案審議後、3月6日の「建議書」作成前に審議に付し、その結果を「建議書」に記載する方針をとった。要望は4点にわたっている。第1点は、子供が12歳までで修得することのできる「学校知識(Schulkenntnissen)の程度が決定されていること」、第2点は、子供は13歳になったら直ちに「日々の就学を解彼」、水曜日の半日学校へ行き、「学習した事柄を復習」すること、第3に、授業案は「職業に相応しい実際的的方向」に応えるように改善され、この授業案には「労働者家族の雇い主に対する態度並びに斯かる家族の普段の生活態度についての指針」が用意され、それは「従順(Gehorsam)、秩序(Ordnung)、儉約(Sparsamkeit)及び節度(Mäßigkeit)を促す教訓と結びつけられていること」、第4に、「体力の訓練は早期に学校で、体操によってではなくシャベルとツルハシを持った毎日の労働によって、促進されること」である。議会は、授業案作成に当たって「民衆の実践的要求が優先的に考慮される」ことを承認し、この要望を実現することを「建議書」に記載する決定をおこなったのである³⁵。

「建議書」では改正草案5条に関して、第1に、授業案及び授業時間数の規定は「地方の要求を考慮に入れて」訓令ないし規則の形式で条例とは別に用意されること、第2に、「地方の要求」は「民衆の実践的要求」を意味すること、第3に、「斯かる規定は県庁、州学務委員会及び宗務・公教育・医務省からのみ発せられるのではなく、むしろ、斯かる訓令の作成に当たって、体験にもとづく生活の要求を代弁することのできる議会

の助言が組み入れられること」の3点が議会の見解として明記された³⁶。

フィッシュハウゼン郡会の請願をめぐる以上の経緯は、議会在上記4点がすでに実践されていることを追認した形になっているが、さらにいえばフィッシュハウゼン郡という一郡の事例が州全体でも受容される程に一般的になっていたことをうかがわせる。ただしその受容主体は、とくに第3点から読み取れるように、労働者家族の雇い主である。したがって議会議事録では労働者家族の具体的な声が記載されていない。一体、労働者家族は、例えばフィッシュハウゼン郡会の請願と何処まで利害を共有していたのであろうか。これを知ることの出来る史料は現在のところ教区・学区関係文書である。私は、遺憾ながら、プロイセン州については州長官及び県長官の行政報告文書をみたにすぎない。そこで私がポツダム市のサン・スーシー宮庭内オランジェリー宮殿の一角に構えるブランデンブルク州立中央文書館でノイホラント村（1学区）の未刊行文書を調査中に見いだした2事例を参照しておきたい。

1840年、ポツダム県庁にノイホラント村長シュナイダーと村民の連署で1通の提訴文書が届けられた。内容は、当学区住民が教師ドムトに対して彼が授業を放置してカードに興じていたために彼に対する給付負担を拒否したこと、そのうえ多数の学区住民がその子供を学校から引き上げさせて隣接するリーベンヴァルデ村の学校へ通学させたこと、結論としてノイホラント校の学習活動が回復されることを給付負担拒否解除の条件としたことの3点からなっていた。いま一つの事例は、農民ヤコブのポツダム県庁宛書簡（1835年）である（書簡自体はA4版で59行からなり、構文も論旨も明解な文書である）。ヤコブは村内名望家ではない平均的農民である。彼は6人の子供を持ち、4人が就学していた。このうち12歳の最年長者が長期病弱で学校までの距離3/4マイルを通学することが困難になった。この事態を解決するために彼は、「私は子供の教育を放置する気持ちはない」、したがって子供4人に家庭教師を雇ってもよいか、という趣旨の照会をしている³⁷。

この二事例ではあまりにも少なすぎるが、ノイホラント村=学区住民の「学校要求」の高さに先ず目を奪われるであろう。その要求の質が「学校知識の程度」を規定することになるが、ノイホラント村=学区の教授案では基礎的な計算と書き方の修得が、損益勘定と経営日誌（基本的には収支決算を記すものであったが、次第に自分と周囲の日常的な出来事が記録される）を記す能力と即応するように、目指されていた（ただしこの基礎的な「学校知識」の修得には定期就学を必要とし、その就学の困難が同時に「学校

知識」の修得を困難にした)。そしてその実績を代表する村民カリースは自己の日常を細かに日誌に記録する過程で次第に生死の喜びと深い悲しみといった感情生活を叙述するようになり(それまではそれを細やかに表現=叙述することができなかった)、それに対応して己の情感を慎み深く抑制する宗教的内面生活へと自己を形成していった。さらに彼の物資の商い範囲は70キロ離れたベルリン市場を含み、さらに彼の行動範囲は約175キロ遠方のデッサウ家畜市場まで広がっていた。これらの市場で彼が手に入れた情報はヨーロッパの国際政治にまで及ぶこともあったのである(詳しくは増井前掲書第7章参照)。「学校知識」と社会的実力を具えたカリースは19世紀に入り村落有数の名望家の地位を確立し、行政の中心人物となる。そうした村民の存在が周辺の村落との違いを際立たせていた。

さて、それでは、フィッシュハウゼン郡会が請願した「学校知識」はどうであったのか。ここでも「学校知識」の質と程度の基準が「職業に相応しい実際的的方向」——労働=日常生活における社会的な価値規範(「従順、秩序、儉約及び節度」)の形成と「シヤベルとツルハシ」を自由に操れる「体力の訓練」——であると理解されていた。たしかに、繰り返すが、この理解は、これまでは、雇い主側の要求を反映するものであると同定されるであろう。とくに斯かる規範の社会化(個人への内面的制度化)についていえば、斯かる規範はカリース自身の規範でもあった。これを支配的な社会規範とみるか、それとも民衆道徳と捉えるか、このテーマはまた新たな視点の転換を求めることになる。

〔3〕社会的な価値規範の形成については同日の議会でプレビシュケンの大土地所有者ウンルーが興味ある提案を行っている。彼は、冒頭、聖書が初等学校の教授の基礎となっているにも拘わらず、「憂えるべき現象」はこれが「民衆下層の道徳を全然高め」ていないことであるという趣旨の批判を展開した。彼の現状認識は、「精神を高める教授によって、道徳と義務感を下層民衆に喚起し、高めることは最も差し迫った」学校「要求」であるという点にある。続けてその「要求」を実現する改革案が提案される。それは、12歳まで学校教授から教会=聖職者を「完全に排除」する、という当時にとってはラディカルな内容であった。12歳までは、「主として、思考力(Denkkraft)の強化と道徳的感情の向上に向けられるべき」である、その後14歳までは宗教教授のみ牧師に委ねられる。これが彼の具体的な提言であった。議会は、おそらく予想されたように、ウンルー提案を否決したが、彼のいう「憂えるべき現象」は共有された。しかし議会は彼と

は逆に教会宗教教授の必要性を強調したのである³⁸。

さて宗教教授については、実は、改正草案 32 条審議でも重要な審議事項となっていた。その論点は「レリギオンスレーラー宗教教師」の評価であった。まず多数意見は、既述したように「宗教教師の民衆教育に対する功績は認めなければならない。だがしかし宗教教師が生活のさまざまな要求を認めないで、理念的な、従って達成不可能な目標を追求してきたが故に、より高い国民文化を実現する努力を挫折させてしまっている」とする認識で一致していた³⁹。「宗教教師」に対する批判は、上段のウンルー同様に、厳しいものであった（ウンルーの教会＝宗教教授批判は議会で少数派ではなかったことの証左か？）。実は、審議を追っていくと、この批判は、県庁（教会・学校制度局）が「学制に対するセンスと知識」を欠いた牧師を地方視学に強引に選出することへの危惧を議会が払拭できなかったことに起因していた。しかし議会は、既述したように（第 II 部第 4 章第 4 節〔1〕）、最終的に教会会議のゲマインデ主義のもとで上記の懸念を「是正」できると判断し、地方視学に牧師を充てることに同意した。

ここで、論点を整理しておく、問題は、とくに下層民衆（労働者家族）の社会的に共通な価値規範の形成と宗教教授との関係について、宗教教授は斯かる民衆の共通規範＝道徳たりうるか、という点にあった。この問題は、ただちに新たな争点を惹起する。それは、第 1 に、民衆道徳は、民衆にとって如何なる意味を有するものか — 民衆自身の要求から発せられたものか、それとも社会的に必要とされるべきものか —、第 2 に、その民衆道徳に教会＝宗教教授が関与することの意味である。

〔4〕議会が採った立場は、少なくともこれまでの私の歴史認識を超えるものであった。それは、学区のゲマインデ主義（学区一般住民の学校理事会参加・学校理事会による内的事項の「取り扱い」）及び教会会議のゲマインデ主義（牧師＝宗教教師選出にゲマインデが関与し、審議を公開とする）を制度的前提として、キリスト教の価値規範を民衆道徳と公認したのである。

それではその価値規範とは如何なる内容のものか。それを問うとただちに想起されるのはルターの『小教理問答書』かという歴史回路ができ上がっているが、私は上記の教区・学区査察文書調査でクヴィリッツ教区、ホーエンヴァルデ教区及びラゴフ教区の査察説教（ここで生徒の教理問答試験も実施される）に出会うことができた。この説教の具体的内容については拙著を参照していただきたいが、いずれも教区住民が自己統制の弱さを克服するために、正義の実現と悪への誘惑を抑制する「心の監視」を可能ならし

めるために、説教内容が「学校知識」の程度に応じて工夫されて展開されている（拙著第4章第6節参照）。

教区査察説教でみる限り、斯かるキリスト教の価値規範は下層民衆に限定された内容ではなく、一般民衆が少なくとも従来の小宇宙的共同社会から脱して（この脱し方は農業立法という外的強制によったが）、カリースの如く、形式的に対等な商い関係及び情報を媒体とした新たな社会関係を自ら拡大していく上で身につけておかねばならない相互に共通の価値範型であった、とする見方も同時に可能とするものである。もちろん労働者家族が雇い主との関係で身につけなければならない社会規範（「従順、秩序、儉約及び節度」という性格を見失ってはならない。だがその規範も社会的文脈のなかでは、カリースのような自己自身の行動格率に転化するものでもあったことにも留意しなければならないということである。

それでは教会が斯かる規範形成に直接関与することの意味は何処にあったのか。もちろんその規範が教会での礼拝・説教・審問によって教区住民（が）に定期的に自覚させられる（ないし自覚する）ことが教区において慣習的になっていたからであるが、そればかりではない。カリースの日誌に記述されているように（拙著第7章第4節）、19世紀の10年代になってようやく民衆は自己の内面生活（死の悲しみ・生の喜び・不安・恐れ等）を抑制し、敬虔に教会へ自己を組み入れていくようになっていたことにも注視しておかなければならない。即ち、労働者家族はその規範を教会との関係のもとで自己形成する体制を自ら作りあげつつあったのである。

ラント議会におけるウンルー提案は、労働者家族が社会規範を「思考力」という新たな学校能力で習得していける可能性を展望したもので、これまでの教会規律化論とは一線を画すものである。

註

- 1 増井三夫前掲書第3章。
- 2 同上第3章第1, 2節参照。
- 3 *Instruktion für die Landrath und die ihnen untergeordneten Kreis=Offiziantem*, in: *Ergänzungen und Erläuterungen des Allgemeinen Landrechts für die Preuss. Staaten durch Gesetzgebung und Wissenschaft. Unter Benutzung der Justizministerialakten und der Gesetz=Revisions=Arbeiten*. Hrsg.v. H.Gräffe, C.F.Koch, L.v.Rönne, H.Simon, A.Wentzel, 14.Bd. Breslau 1844, S.191-198.
- 4 R.Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*. Stuttgart 1967, S.541.
- 4 A.F.v.Harthausen, *Die ländliche Verfassung in den einzelnen Provinzen der preußischen Monarchie*, Königsberg 1839, S.64, 189.
- 6 A.F.v.Harthausen, *op. cit.*, S.64ff.
- 7 *Annalen der Preußischen innern Staats=Verwaltung*. Hrsg.v. K.R.v.Kampts. 14.Bd. Jg.1830, 1. Heft, Berlin, S.77f.
- 8 GStAPK (プロイセン枢密国立文書館所蔵未刊行文書名), PK, XX. HA StA Königsberg, Rep.2 Tit.40 Nr.10, Bd.10.
- 9 GStAPK, PK, XX. HA StA Königsberg, Rep.2 Tit.40 Nr.10, Bd.1.
- 10 例えば我が国の研究では, 坂井榮八郎「近代的官僚国家の成立—日本とドイツ—」教養学科紀要, 東京大学教養学部, 1983年を参照。
- 11 W.Neugebauer, *Politischer Wandel im Osten. Ost- und Westpreußen von den alten Ständen im Konstitutionalismus*. Stuttgart, 1992, S.352f.
- 12 W.Neugebauer, *op. cit.*, S.491.
- 13 *Provinziallandtag(1841)*, II Bd, S.51.
- 14 *Provinziallandtag(1841)*, S.132.
- 15 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd, S.44f.
- 16 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd, S.47.
- 17 *Provinziallandtag(1841)*, II Bd, S.66.
- 18 *Provinziallandtag(1843)*, I Bd, S.175.
- 19 *Gesetz, betreffend die Zertheilung von Grundstücken und die Gründung neuer Ansiedelungen*, in: G=S.1845, S.31.
- 20 梅根悟前掲書 216、218、219、219頁。
- 21 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd, S.43.
- 22 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd, S.28.
- 23 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd, S.73.
- 24 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd, S.74-76.
- 25 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd, S.76.
- 26 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd, S.76.
- 27 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd, S.46.
- 28 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd, S.53f.

- 29 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd, S.54.
- 30 増井前掲書 147-149 頁。
- 31 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd, S.28.
- 32 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd, S.56.
- 33 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd, S.31.
- 34 *Provinziallandtag(1845)*, S.30.
- 35 *Provinziallandtag(1845)*, S.116f.
- 36 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd, S.32.
- 37 増井前掲書 374-375 頁(文章は若干変えている)。
- 38 *Provinziallandtag(1845)*, S.115f.
- 39 *Provinziallandtag(1845)*, S.30.

第6章 学区－救貧区の公共性

第1節 学区と救貧団体の関係

〔1〕ALR 2部 12章 34条は既述したように学区の学校維持費を全住民の「共同負担」としたが、同 33条では「学校分担金の全学ないし一部をある期間納めることのできない」グーツヘル所領地に居住する「隸民を窮状に応じて援助する義務」をグーツヘルに課している。この規定は 1811年以降の農業改革諸立法との関係においてどのように維持されたのか。

まず想定される事態はグーツヘル－農民関係調整により農民保有地を償却した農民層がグーツヘルの労働力として以前の保有地に居住し、これが、事実上、上記 33条の庇護隸民と同様の貧民層を形成した点である。1818年 5月 29日の「1811年 9月 14日のグーツヘル－農民関係調整勅令に関する宣言」(Deklaration des Edits vom 14. September 1811, wegen Regulierung der gutscherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse、以下 1818年「宣言」) 78条はまさしくこの事態を想定したものであった。ここで、グーツヘルは、農民保有地を「完全に取り上げ」た場合、この保有地に課せられた「公的及びその他の賦課租」を「引き受けなければならない」とされた¹。この「公的及びその他の賦課租」に学校建設と維持費が含まれることは容易に理解されうるが、それを法制化したものが 1836年 7月 14日の「農民償却地に関して教会・学校建設及び維持費を出資するグーツヘルの非義務に就いての宣言」(Deklaration wegen Nichtverpfkichtung der Entschädigungsländereien zu der kirchlichen und Schulgebäude beitragen、以下 1836年「宣言」)であった。同法は、1818年の「グーツヘル－農民関係調整勅令」6条の 6 - 1を具体化したもので、グーツヘルは、この調整に際して償却された農民保有地に従来課せられていた「教会、牧師兼キュスター家屋並びに校舎及び教員住居を建設し維持するために出資する義務を負わない」とされた²。この義務解除は一見 1818年「宣言」と矛盾するようであるが、しかしそうではなく、「教会、牧師兼キュスター家屋並びに校舎及び教員住居」といった公的施設の建設・維持費を教区及び学区住民の「公的及びその他の賦課租」より醸出することを明示し、近代的な教育費の形態を創出したものである。ところが、1836年「宣言」

は、グーツヘル所有地に居住する「公的及びその他の賦課租」の能力に欠ける教区—学区住民＝貧民層の斯かる賦課租の分担金を誰が負担するのかという問題を再びクローズアップすることになった。この問題に決着をつけようとしたのが1837年11月2日の「一般ラント法2部12章33条の妥当性に関する布令」(Reskript betr. die Gültigkeit §. 33 Allgemeinen Landrechts II.12.以下1837年「布令」)であった。

〔2〕1837年「布令」は1818年「宣言」で規定された、グーツヘルが「公的及びその他の賦課租」を「引き受けなければならない」対象をALR2部12章33条でいう庇護隷民(貧民)と明確にしたのである³。このグーツヘルの義務を救貧義務としたものが1842年12月31日の「救貧義務法」(Gesetz über die Verpflichtung zur Armenpflege)であった。即ち、グーツヘルはその「土地所有区域に居住する住民の貧民救済の義務を負う」(5条)ことになった。法文中の「貧民救済」に斯かる貧民の学校建設・維持費が含まれていることは1845年の「プロイセン州初等学校条例」56条「グーツヘルは、この為に*必要な費用を住民が納入できない場合に、救貧の費用と同様に引き受ける義務を有する」(*55条「グーツヘルの直営地に居住する奉公人、移住者が自前の学校を建設すること」⁴)より明らかである。

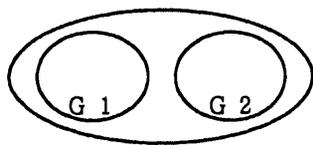
救貧事項は以上のように学区事項と重なっている。だがこの関係性のみが救貧事項をここで扱う理由ではない。これに加えて、救貧施設—病院(精神病院を含む)、感化院(Besserungsanstalt)、聾啞学校(Taubstummenschule)—における身体的・精神的治療及び障害者の社会的自立支援さらにゲマインデ救貧児童の養育といった救貧のテーマがラントならびにゲマインデの公共的事項に属するものと予想されるが、斯かる公共性が同時に学区のゲマインデ主義と重なってくる—その重なりが学区の公共的性格を照らしだす—と想定されるからである。そこでまずは州ラント議会における救貧事業を概観し、次いでこの事業の取り組み審議からラント議会の救貧理念を読み取っていきたい。

第2節 地区救貧団体の制度的概観

〔1〕1842年「救貧義務法」及び1844年10月31日のプロイセン州新救貧条例審議に基づいて、当州の地区救貧団体の制度を概観しておこう。図1は共同体連合が^{ミットリッヒャー}地区^{アルメンフエアバント}救貧団体を構成するケースである（この連合に^{グーツベツィルク}農場区あるいは御料地が含まれる場合もある）。図2は共同体連合に属さない農場区及び行政的に独立した^{ムンツィパリテット}行政団体がそれぞれ単独で地区救貧団体を構成する。図3は図1、2のケースに属さない「プロイセン州の様々な地帯」に「存在している」「自立した土地」が単独で地区救貧団体を構成する⁵。「自立した土地」とは「自立した所有をなしかつ共同体連合内に所在せず」、さらに「グーツヘル⁶の性格を有さない大規模な土地」（以下大土地所有区域）を意味する⁶。

ここで図2の農場区と図3の大土地所有区域についてさらに説明を加えておきたい。グーツヘル及び大土地所有者はその奉公人あるいは労働者に対して「ゲマインデと同様の方法で」救貧義務を負うことになるが（「救貧義務法」5条）、斯かる義務は「世襲小作権または世襲地代権を得るために売却した土地に所在する貧民」に対しても及んでいた（同6条）。ただし、売却後の土地がゲマインデと「統合される場合」には、その救貧義務はゲマインデに課せられることになる（同6条1項）。ここでさらに留意すべきは、斯かる「統合」対象となる村落の存在である。

図1



G : 共同体

図2

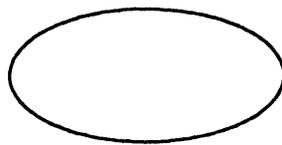
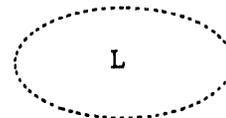


図3



L : 自立した土地

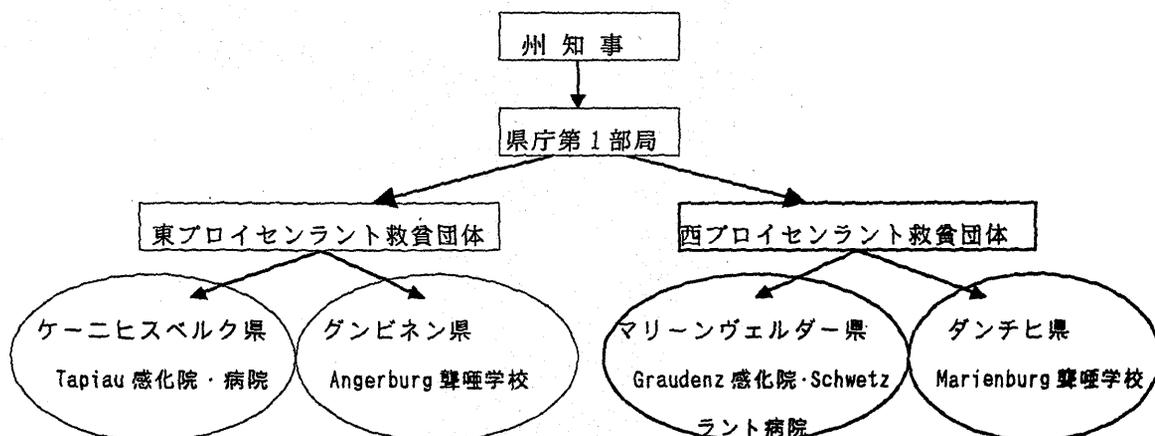
〔2〕既述したように、1830年代にプロイセン州の村落は年間の村落数を正確に把握できないほどに消滅・生成の変動期にあった。中央政府及び1844年10月31日のプロイセン州救貧事項審議会（これについては後述される）もこの事態——具体的には農民世帯数4以下の村落の取り扱い——に直面していた。ベルリンの中央政府は、この村落を他のゲマインデに強制的に統合する方針を決定していた（1842年の「救貧義務法」6条1

項となる)。これに対して審議会はこの強制的統合の基準を農民世帯数4以下とすることに異論を表明した。その理由付けは非常に現実的であった。

審議会は、農民世帯数4以下の村落であっても救済能力を有するならば、「経験にもとづくと、少数の貧民が扶助されていることも否定できない」、それでもその救済措置が斯かる村落の負担能力を超えた場合には近接する行政団体に統合されるよりもラント救済基金に支援を要請するほうが「適切である」という決定をみている⁷（ただし負担能力に欠ける場合には統合を強制されるが、その権限はランデスポリツァイ当局に帰属する⁸）。このプラグマティックな—プロイセンラント議会を特徴づける—方針が図3の地区救済団体の形態を生みだしていたのである。

〔3〕さて上記の地区救済団体は救済施設とともに州の上部団体の下に組織される。州は東プロイセンラント救済団体＝地区と西プロイセン救済団体＝地区に編成される。図4は各地区の救済施設の組織を示したものである。これの全施設を含めた州救済行政の「最高監督」は州知事であり、両ラント救済団体の「権利と義務を代表する」のは「県庁」（＝「ラントポリツァイ官庁」とも記されるが、県庁第1部局を示す）である⁹。プロイセン州救済事項審議会はこの監督システムに同意しているが、しかし重要な留保を付していた。

図4 東プロイセンラント救済行政組織



* 感化院には拘留所 Festungs-od. Gefängnißanstalt, 刑務所 Strafanstalt を含む

* 病院には 療養所 Heilanstalt, 精神病院 Irrenanstalt を含む

審議会は県庁の権限行使に際して、「ラント議会によって任命された委員会 (Kommissionen) の協力を制度上えて」という条件を設けていた（「プロイセン州ラント

救貧条例草案」5条)¹⁰。委員会の正式名称は「議会ラント救貧委員会 (Die ständischen Landarmen=Commissionen)」であるが、その構成は次の通りである(1845年段階)。東プロイセンラント救貧委員会委員は、郡長・ラントシャフト参事官プファイファー(議会第1身分議員・土地所有者)、ラントシャフト局長S.v.d.ディエ(議会第1身分議員・土地所有者)、F.v.ザンデン(議会第1身分議員・土地所有者)、郡長v.バルデレーベン(議会第1身分議員・土地所有者)、県枢密財務官ビットリッヒ(議会第2身分議員)、インスターブルク市参事会員シュレンター(議会第2身分議員)、地主バイヤーアー(議会第3身分議員)である。西プロイセン救貧委員会委員は、郡長v.アウエルスヴァルト(議会事務総長代理)、ラントシャフト局長v.グララート(議会第1身分議員・土地所有者)、郡長ブリンドウ(議会第1身分議員・土地所有者)、県財務官アベック(議会第2身分議員)、地主リーボルト(議会第3身分議員)、地主ミンクレイ(議会第3身分議員)、グラウデンツ市参事会員シュレスケであった¹¹。

救貧委員会の実際の運用は、1845年の「タピアウ及びグラウデンツ感化院管理並びにラント救貧基金支援承認に対するプロイセン州ラント議会の関与条例草案」(Entwurf zu einem Regulativ über die Theilnahme der Stände in der Provinz Preußen an der Verwaltung der Besserungs=Anstalten, zu Tapiaw und Graudenz und an der Bewilligung von Unterstützungen aus dem Landarmenfonds)からみると、委員会は毎年2回上記の感化院で該当県の関係行政官を加えて開催され、その権限は、施設内の「秩序、清潔、業務、規律、財務管理、施設の食事」等々について「仔細に視察」し(同草案3条)、必要に応じて改善案を直接ないし県庁を介して州知事に提示する(同草案5条)、となっている¹²。ラント救貧基金支援承認に関しては、斯かる委員会の「説明を事前にえて」4県庁(ケーニヒスベルク、グムビネン、マリーンヴェルダー、ダンチヒ)がこれをおこなうこととされた(同草案13条)¹³。ただし委員会の「説明」は「郡会救貧委員会(Die kreisständische Armen=Commission)」による、支援承認要請の審査を経ていることを前提とした(「郡会救貧委員会の設置及び業務に関する指針 Anweisung zur Bildung und Geschäftsführung der kreisständischen Armen=Commissionen」の1)。そこで郡会救貧委員会についても簡単に言及しておく必要がある。

委員会はほぼ各郡単位で設置されるが、各郡はさらに地区の救貧を監査する^{ディストリクト}区域に区画され、ここに監査官が配置される(区域の策定は郡長によって起案されたのち郡会で鑑定されて県によって承認される)(同「指針」2)。委員会は監査官から構成さ

れるが、監査官は郡会で選出される。ここで留意しておくべきは、委員会に郡長の参与が排除されていることである（同「指針」3）¹⁴。

〔4〕ここで救貧監督制度について邦文の先行研究をみておきたい。日本における3月前期プロイセン＝ドイツの救貧制度について明確な評価を与えたのは藤瀬浩司である。藤瀬は「ドイツ資本主義」における「より基礎的問題」である「労働力の編成、労働市場の構成に深く関連している」「社会保障の形態」という対象把握の枠組みを構築し、「移動の自由」との社会的文脈で「貧民救済」を論じている¹⁵。彼は、農場区と共同体が救貧団体として国家の「貧民救済義務」を割り当てられた「下部行政機関」の性格を担わされ、とくに後者の共同体も「単なる「居住者共同体」Einwohnergemeindeに転化し、国家の下部行政機関」である「地方自治体」となっていき、この事態が「移動の自由にとって現実には制約として機能せざるをえないであろう」という見解を提示した¹⁶。

同じ経済史家の藤田幸一郎は、より直接的に、「19世紀前半の社会構造の基本的特徴」の「一つ」を構成する「ドイツ社会の共同体的構成」の解明を試みる作業において「救貧団体の形成」に注目している¹⁷。藤田は藤瀬が「国家の下部行政機関」である「地方自治体」の性格を賦与された共同体の成立を、「農民集落はその定住貧民を救済することを義務づけられ、さしあたり救貧という限定された枠内であるが、ここではじめてグーツベルから独立した農民団体として公認された」（傍点は引用者）と言い換えている¹⁸。さらに藤田は「国家の下部行政機関」化の意味を次のように解釈している。

第1に、農民救貧団体は「郡長の指導のもとで事実上の農民自治団体がつくられ」、第2に、その団体は「アイゲンケートナーと土地をもたない住民」をその構成員から排除する「閉鎖的団体としての性格」を有し¹⁹、第3に、この「性格」は同時に「不道徳や仕事嫌いに対する監視と保護後見、失業者や軽率な早婚にはしる者を仕事につかせる等」「プロレタリア貧民に対する統制団体」²⁰の意味を有し、第4に、以上の結論として、「共同体の解体にともなう農村社会秩序の、動揺をおしとどめ、農村社会の共同体的構成を強化することによって、国家の支配体制の安定をはかろうとする強烈な志向がみいだされる」のである²¹。

さらに政治行政史分野の北住炯一は、救貧行政を「ラントゲマインデとグーツベチルクの二元的農村構造」を「再編」する過程ととらえる上記両者の成果に立脚しながら、しかし大筋では藤瀬の見解を支持している²²。即ち、第1に、「ゲマインデとグーツベチルクが救貧扶助団体」＝「救貧行政上、国家の行政的基盤」となり、第2に、「救貧

扶助は、国家がゲマインデに委任した団体委任事務」である²³。

〔5〕以上のように、とくに1842年の救貧制度は、第1に、「^{グーツベテルク}農場区を^{ラントゲマインデ}農村自治体と並んで国家の下部行政機関」としたこと²⁴、第2に、農村ゲマインデに「プロレタリア貧民に対する統制団体」の機能を賦与した、という2点が経済史と法制史の分野で認められる（ここで留意すべき問題点は、藤瀬は第二点について言及しておらず、一方藤田は第一点を特徴づけるものとして第二点を強調していることである）。とすると、「救貧義務法」5条及び「プロイセン州初等学校条例」56条に規定されたグーツヘルの救貧及び学校建設・維持義務についても上記の2点が妥当することになり、この2法は農民に対する「統制」の具体化とみられ、また学区も統制団体的な「国家の下部行政機関」と位置づけられることになるのであろうか。

たしかにプロイセン州ラント議会審議でも、プロレタリアの「不徳漢や仕事嫌いに対する監視と保護後見、失業者や軽率な早婚にはしる者を仕事につかせる等」を骨子とする第1身分代議員（農場区所有者）の文書が見いだされる。もちろんこの一文をもって農村ゲマインデを「プロレタリア貧民に対する統制団体」とみなす見解を支持することはできない。その一文がラント議会における救貧条例審議の場で如何なる支持をえていたのかについてさらに検討してみる必要がある。

第3節 議会における救貧論議

〔1〕1845年のプロイセン州ラント議会救貧条例案及び関連法案審議に先行する議会審議については、議会議事録記載内容の制約で遺憾ながら1841年第7回議会以降分をみるることができるにすぎない。議会救貧委員会は第10議会（3月17日）にインスターブルク郡会の請願についてその見解を報告している。請願の趣旨は、地区貧民の救貧を地区ゲマインデから郡へ移管する点にあった。その主たる理由は、同委員会に東プロイセンラント救貧委員会委員・第1身分議員プファイファーから出された提案（「タピアウのラント救貧施設に対する分担金割合改正について」）から判断すると、地区ゲマインデの斯かる分担金軽減を求めたものであった。

分担金は1792年以降グーツヘル、都市、御料地住民及び自由農民に住民数と地租税率に応じて配分されていた。委員会は、今後タピアウの施設維持費はケーニヒスベルク及びグムビネン両県の全郡に対して住民数を基準として配分される案を議会に提出したが、否決され現状維持とされていた²⁵。

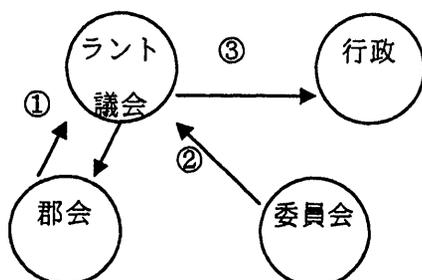
議会はこのように地区ゲマインデに対する救貧分担金の負担軽減とその配分方法改善について明らかに立法機関として機能している。第12議会（3月22日）の審議はさらに議会と東西ラント救貧委員会との関係についても明確にしている。

議会救貧委員会は議会に東プロイセンラント救貧委員会の1837-1840年活動報告を上程しているが、その審議をみると議会は救貧施設の運用に対する勸告機関となっている（責任機関は県庁）。その例についてみると、議会はラント救貧委員会に対して、「慎重に施設収容者の行状に対する監視を払げ、その者の入所及び出所が規則どおりに処理されているか否かについて判断するように」勧めている。またラント救貧基金の運用について議会は、例えばアンガーブルク聾啞学校に関する東プロイセンラント救貧委員会提案——ラント救貧基金から毎年支給される220ターラーの増額要請——について、「承認されなければならない」とし、総額1,570ターラーの増額を、1842年1月より出資するように州知事に提言することを決定している²⁶。

〔2〕このように議会はラント救貧事項について、郡会の請願及びラント救貧委員会の実情報告を受けて審議し、その決定を州知事及び県に対して勸告＝提言の形式で実際に提示していた。議会のこの行動は決して議会側の独自なものではなく、議会と行政機関

との関係を当時において示す具体例であるとみなしなければならないであろう。ここで改めて議会と行政との関係を、群会とラント救貧委員会の側から整理しておきたい。

図5 議会と行政との関係



第1に郡会がラント議会に対して請願を行うケースである。請願内容は救貧分担金配分方法改正に関するものであったが、この事項についてラント議会は法改正機関となっている(図5の①)。第2にラント救貧委員会がラント議会に実情報告を提出するケースである(図5の②)。そもそも実情報告提出という事実自体を私は予想していなかったが、議会審議をみるとラント救貧委員会は実情報告を議会に提出する

仕組みになっていた。そしてラント議会がその議決した事項を行政に「提言」することも制度化されていたのである(図5の③)。先述した1845年の「プロイセン州ラント救貧条例」5条及び「タピアウ及びグラウデンツ感化院管理並びにラント救貧基金支援承認に対するプロイセン州ラント議会の関与条例草案」で明示されたラント救貧委員会に対する議会の「協力」、「改善案提示」は以上のような現実のシステムを前提としていたとみなしなければならない。

さて、斯かる理解からすると、藤田の農村ゲマインデを「プロレタリア貧民に対する統制団体」とみる見解は事実の全体を視圏にいれて成立しうるものであろうか。この疑問点の輪郭をさらに明瞭にするために、上記の東プロイセンラント救貧委員会の1837-1840年タピアウ施設実情報告を詳しくみておきたい。

表1 ホイスリング総数

1837年	337人
1838	445
1839	493
1840	538

〔3〕まず施設に収容された者(ホイスリング^{ホイスリング} Häuslinge)の総数が示されている(表1)。1837年から1840年の4年間で総数は約1.6倍となっており、ホイスリングの増加を知ることができる(この事態が救貧分担金の増額を惹起している)。増加の主因は「故意の乞食として分類される^{オルツアルメン}地区貧民、病人、拘置者、浮浪者」の急増にあった。このうち病人は1830年16人が1840年249人、拘置人は1837年57人が1840年136人となっている。この急増に

ともなって出費も増大している。療養所を一例にあげると（括弧内の数字は施設全体の費用）、1837年1,830ターラー（26,506ターラー）、1838年3,039ターラー（30,499ターラー）、1839年2,926ターラー（34,775ターラー）、1840年3,835ターラー（36,984ターラー）であった²⁷。

報告で注目されるのは委員会の「管^{フェアヴァルトゥング}理」の対象となる精神障害者施設である。タピアウ施設では青少年犯罪者が収容されている。斯かる青少年に対して宗教教授（一時教師が転出したために、都市学校へ1人当たり1ヶ月3ジルバークロッシェン6ペニヒの授業料を払って通学）が、1841年当時、施設内に都市学校教師によって毎日2時間が施されている²⁸。いま一つ、委員会の「管理」対象となるアンガーブルク聾啞学校についても言及しておきたい。

1841年時点でアンガーブルク聾啞学校は「ラント議会の費用で20名の生徒（少年19名、少女1名）が4クラス」で運営されていた——教授は豊かで・明晰な直感力と書き方の習得に比重がかけられ、その他に簡単な手仕事の訓練及び健康維持、清潔、秩序、礼儀正しさへの愛好を育成することが意図されていた（ただし教授成果の監督は教員養成所校長が担当）——。ここで注目すべきは、アンガーブルク聾啞学校の資金がラント議会から支出されており、その運用もラント議会が決定し、そしてその資金の不足についてはラント救貧基金からの支援を議会が要請する仕組みになっていたことである²⁹。

以上のように、報告内容は救貧施設及びラント救貧基金の「管理」に関する事柄を網羅しており、ラント救貧委員会が事実上議会に対して施設管理の責任を負っていたと理解される。さらに西プロイセンラント救貧委員会の実情報告についてもみておきたい。

〔4〕1841年4月2日の第22議会に救貧委員会は西プロイセン救貧委員会から提出された1837-1840年度の「ラント救貧基金管理報告」の審議結果を提示している。「報告」内容は救貧施設ごとの会計報告であるが、冒頭から「ラント議会ラント救貧委員会は管理を委託されたラント救貧基金について第7回ラント議会に以下の如く報告する榮譽に与かった」（傍点は引用者）と、委員会の性格が記されている³⁰。

ラント議会救貧委員会の「ラント救貧基金管理報告」に対する審議結果はまさしく会計監査の性格をもつものであった。それを如実に示す箇所は、「委員会は斯かる州基金の定期的な管^{フェアヴァルトゥング}理について及び施設が年間平均収入27,736ターラー1クロッシェン、支出26,258ターラー2クロッシェン、残金1,477ターラー29クロッシェンを提供されたことについて確認した」³¹である。この他に議会では各郡会の提言を含めて救貧

行政の根幹に関する法制上の事項が論議されている。その数例も次にみておきたい。

ローゼンベルク郡会はラント議会に対して、当郡会の要請で、1836年3月18日付け閣令が、最下級の階級税は救貧分担金徴収を免除する従来の制度を「誤認」しているとして「強く主張し」、閣令の廃棄を申し入れた。審議では、「いわゆる細^{クライネ・ロイデ}民が従来どおり救貧分担金を免除されていた」ことが判明し、申し入れは却下されている。ドイチェェクロン郡会は、さらにラディカルに救貧分担金全廃を申し入れた。その理由は分担金の使途が不明であったことにあり、議会は郡会に対してラント救貧委員会の「管理報告」を公表するという決定を提示し、決着をみている。さらに第1身分議員シュルテンは、郡会の「行政当局による救貧条例の誤った解釈」についての「苦情」を、郡会の要請で、議会に提出している（この審議は証拠が添付されていないという理由で却下される）⁸。

〔5〕以上のように、ラント救貧委員会は救貧施設の運営と財務の管理機関として機能し、管理の監査は議会の審議・承認事項となっていた。さらに現行救貧条例の運用について閣令の是非及び行政機関の措置についても議会の審議対象となっていた。ところで制度上はラント救貧委員会は州知事及び県といった行政の協力機関として位置づけられていたが、実態はプロイセン州でみるとラント議会とその委員会による管理体制が機能していたとみられるであろう。それではラント議会及び委員会と中央政府との関係はどうであったのか。

1841年4月8日、第27議会にこの関係を認めることのできる提案がなされていた。それは第1身分議員v.アウエルヴァルトから出されたもので、国家に所属する西プロイセン県グラウデンツの刑務所をプロイセン州ラント議会が維持義務を有する感化院と分離することを求めたものである。その内容を摘要しておきたい。1804年12月31日のラント救貧条例によるとグラウデンツの旧フランス系改革派修道院の跡地は浮浪者と乞食向け感化院建設用地に指定されていた。その後、ラント議会が感化院の管理と監督に関与しなくなって以降、行政官庁が斯かる敷地跡に強制労役所（＝刑務所）の建設に共用することを許可したのである。その結果感化院の敷地は狭められることとなった。斯かる状況のもとで両施設の統合が果たされなかったため、第4回ラント議会は国王に刑務所の建設用地を他所へ移すように建議する。1834年5月3日に国王はラント議会に対して次の確約をした。「刑務所を感化院から分離する建議は承認される、ただちに刑務所建設用地が用意され受刑者が収容されるようにされたい。」と³³。

みられるように、ラント議会はすくなくともラント救貧事項に関して中央政府の執行

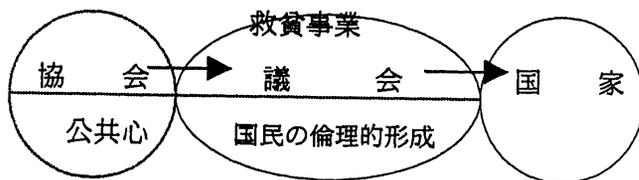
機関＝地方行政機関ではなく、州の救貧行政について政府と交渉する機関でもあった。その交渉は、典型的にはローゼンベルク郡会が廃棄を提議した1836年3月18日閣令の審議において見いだすことができるように、第1に行政に対して州の利益を擁護し、第2に行政上の措置を規定した法律の修正を要請する、という形態をとっていた。この交渉（具体的には国王への建議書）において、ラント議会における救貧論議の核心＝理念が叙述されていると予想される。そこで以下で斯かる理念を建議書から読み取る作業に着手してみたい。

第4節 プロイセン州救貧事業の理念と実態

〔1〕ラント議会が国王-中央行政官庁と交渉するさいの論理は、救貧事業が「国民の倫理的な形成 (die sittliche Bildung der Nation) の進展に寄与することができる」という「確信」に基づいて、ラント議会は「この非常に重要な事項に積極的に関与することは義務であるとみなしてきた」³⁴ 点に認められる。その一例が、1841年4月2日の「建議書」であった。ここでは刑務所及び感化院に収監された受刑者に「実直な生業力」を身につけさせてやるために施設に「肉体労働を導入する」ことが要請されている。目を奪われた点は、この要請を正当化するために提示された論拠である。

それは、第1に犯罪者に「自由」が戻されること、第2に犯罪者を収監することは「国家のために」なされるものであるが、それ以上のこと (= 「実直な生業力」を身につけさせてやること) は「私の公共心 (der Gemeinsinn der Privaten) とそれに基づいて設立された協会 (Verein) の裁量に任されなければならないであろう」という2点である³⁵。

図6 議会 - 国家関係



ラント議会が国王-中央行政官庁と交渉するさいの論理はそのまま救貧事業に関する両者の関係性を示すものであるが、それをいま一度この2点を加えて確認しておきたい(図6)。明らかなように、ラント議会と国家との関係は直接的なものではない。ラント議会は、救貧

事業に関して、国家に対して私と位置づけられる協会と行政との中間に位置しかつ国家と交渉する機関であるという立場を表明している。ラント議会が斯かる交渉を行う論拠は、議会自身が国民の倫理的な形成に寄与する義務を有しており、救貧事業はまさしくこの形成に寄与するものである、という確信に基づいていた。この論拠の背後には、救貧事業が「私の公共心」に基づいて実施される — 国家によって委任されたではなく —、国事業とは区別される、公共の事業であるという思考が認められる。果たしてこの推察は正鵠を射ているであろうか。

〔2〕上記の「建白書」提出の翌日(1841年4月3日)にアンガーブルクのラント議会

立聾啞学校新設に関する要請が国王宛てに提出されている。東プロイセンとリタウエン両県用に設置された聾啞学校は順調に運営され、第7回議会は「州の費用」で収容生徒を16名から20名に増員して彼らが「教授と訓育」を受けられるように出資増額を承認した。しかし問題は増員に即応した教室が欠如していたことであった。この新設資金をラント救貧基金に期待することは、それが現在州精神病院建設に出資されているために不可能であった。そこでラント議会は国王に3,000ライヒスターラーの資金援助を要請した。

ラント議会の今回の要請は、直接的には、アンガーブルクにラント議会立聾啞学校を設置することはすでに1835年1月13日の勅命で認可されていること、さらに国家の資金援助も西プロイセン用のラント議会立マリーブルク聾啞学校に実施されていることを根拠にあげている³⁶。この交渉の結果は満額補助され、第8回議会(1843年4月7日第23議会)は「全く不幸な国民階層を扶助し、さらに依然として教授を受けずにいる能力ある聾啞者にこの機会を与える」ことをラント議会の「第一の義務と認識」として表明したのである³⁷。

〔3〕次に1841年4月4日付けの「州精神病院建設に関するプロイセン州ラント議会建議書」にも目を転じてみよう。国王はすでに3月13日に議会の州精神病院建設決定を承認していた。建設計画はケーニヒスベルク県とグムビネン県、マリーンヴェルダー県とダンチヒ県にそれぞれ1施設を設置し、さらに各施設は病人の看護と精神病患者の治療の2機能を有する。施設への入院費用は自己負担か「自己負担に欠ける者に対してはこのために法的に義務づけられた資金」とする。ここで注視すべきは、前者は私人であり、後者は「公^{エッフェントリッヒェ}的救貧者」とみなされていることである。さらにこれと関連して、ケーニヒスベルク県における同種の既設施設は国家資金＝「県中央金庫(Regierungs=Haupt=Kasse)」によって運営され、その入院対象者は感情障害を負った軍人(州の将校、下士官、兵卒)に限定されていた³⁸。

ラント議会は精神病院に関しても、私的資金及び救貧金庫の扶助で入院できる要治療・扶助者を収容する施設＝州立施設を、国庫で運営されるケーニヒスベルク市の病院とは明確に区別していた。前者の要治療・扶助者は軍人＝国家官吏とは明らかに区別される広義の私人であるが、しかし「公^{エッフェントリッヒェ}的救貧者」という用語を当てられている。斯かる用語が使用される背後には、ラント議会の救貧事業は「公的」領域、即ち国家の

事業とは区別された、まさしく州＝地方の公^{エッフェントリヒカイト}共性の領域として把握されていたと理解される。ここであえて繰り返し指摘しておきたいが、「救貧扶助は、国家がゲマインデに委任した団体委任事務」とする評価には異議を申し立てておきたい。

〔2〕以上の叙述は州（事実上は県）の救貧事業に限定されていたが、次にゲマインデにおける事業についてもみておきたい。第8回議会の1843年3月21日審議において、王国全体が窮乏化状況にあること、その結果「生業不能者」数の急増が見込まれるが扶助者を抑制する必要性があること、さらに各ゲマインデの救貧費の捻出に適切な措置が講じられなければならないことが表明されていたが、しかし結論をえることはできなかった。むしろラント議会救貧委員会は、1842年の「救貧義務法」がプロイセン州の救貧実態とは相容れない、したがって「救貧義務法」37条に基づいて旧来の諸規定を見直すことが焦眉の急となっているという共通認識をもち、ラント議会もこれを了承した³⁹。

ここで議会は、第1に貧窮家族扶助の適切な認定と、第2にゲマインデの救貧負担の軽減というアポリアを抱えこむこととなった。その解決法を1844年のプロイセン州新救貧条例審議から明らかにしておこう。

1842年の「救貧義務法」1条は貧民扶助義務をゲマインデにおき、被扶助者は当該ゲマインデの成員であることを条件とした（3年以上定住していること）——住所は奉公人（工場労働者も含む）の奉公先となる（2条）——。このゲマインデの範疇は図1、2（本章第2節〔1〕）で示した共同体連合及びここに属さない農場区がそれぞれ構成する救貧団体を意味する（5条）——ここで留意すべきは、ゲマインデ連合が法制上自動的に救貧団体となるのではなく、農場区さらに御料地がゲマインデ連合と自由＝任意に救貧団体となるケースも予定されていたことである（7条）——⁴⁰。

草案では、既述したように、グーツヘルシャフトに課せられた救貧義務は、「自立した所有をなしゲマインデ連合にも地区救貧団体にも属さない、農場主を有さない大土地所有者にも課せられる」としている（草案2条）⁴¹。その理由は「州の様々な地帯で農場区の範疇にもさらにポリティシュ・コムーネンの範疇にも属さない多数の自立した土地が存在している」からである⁴²。さらに草案3条は「4世帯以下の村落を他のゲマインデと結合する」ことを「ラントポリツァイ」（＝県庁）の権限で強制するとしている⁴³。ところが第9回ラント議会第28議会（1845年3月12日）で救貧委員会は草案3条について既述した次の理由からその正当性を否定している。第1は、貧民は少数の場合が扶助するに適している、第2は、村落の財政負担能力を超えた場合には、隣接ゲマイ

ンデと連合するよりもラント救貧基金の支援を得たほうが適切である、であった。とくに第2の点について議会は、多数の住民を擁する村落から構成される地区救貧団体化を上記の村落にも「強制する理由は見出されない」としている（強制された場合小村は大村の救貧の財政負担を強いられ、結果的に1842年法14条でラント救貧基金の負担増が生じる）⁴⁴。

このようにプロイセン州ラント議会は自立した大土地所有地区と少数の農村世帯村落に貧民扶助を積極的に課し、斯かる扶助と救貧負担の軽減とを両立させようとしていた（この実績を「建議書」で示している）。次に貧民扶助の対象者をあらためて整理しておきたい。

〔5〕この点について第1に問題となったのは急増している僕婢（救貧義務法でいう「奉公人」）の扱いであった。斯かる僕婢は救貧分担金を免除され、地区救貧を要求することができない。ところで1842年「救貧義務法」32条では僕婢は「固定した就労にあって病気になった場合には、就労先のゲマインデないし農場区によって、回復されるまで扶助されなければならない」とされており、僕婢は救貧から完全に排除されていない。議会は定住僕婢の病気扶助を可能とするために、32条を前提とした解釈＝法規制を検討している。

そこで持ちだされた論理は、僕婢が病気に罹る原因は現実には「自分自身」にあるのであるから「扶助費を納めることに協力することはおかしくない」とし、定住権を得た僕婢に救貧分担金納入を義務づける決定をしている⁴⁵。僕婢の扶助は定住と利益者負担を原則とする思想がここで表明されている。

「救貧義務法」はもちろん僕婢の子供（養子を含む）の扶助を成人になるまで父親である僕婢が定住する地区の救貧団体に義務づけ（嫡子は20条、庶子は22条）、捨て子の扶助を両親のいずれかが発見されるまでラント救貧団体に義務づけていた（同24条）。一方議会は既述したように議会立の感化院、病院そして聾啞学校を設置し、病人と精神障害者の治療、聾啞者の教授と自立を配慮している⁴⁶。さらに第30議会（1845年3月14日）では第1身分議員ホファーベックより盲目の地区青少年に聾啞者と同様に扶助の機会を与えるべきという提案がなされていた（他の議員からも同様の提案がなされるが議会はその決定を延期した）⁴⁷。くわえて議会は、1843年1月6日「浮浪者、物乞い及び労働忌避者罰則法」（Gesetz über die Bestrafung der Landstreicher, Bettler und Arbeitsscheuen）1条によってタピアウとグラウデンツ刑務所に収容された上記者の子供

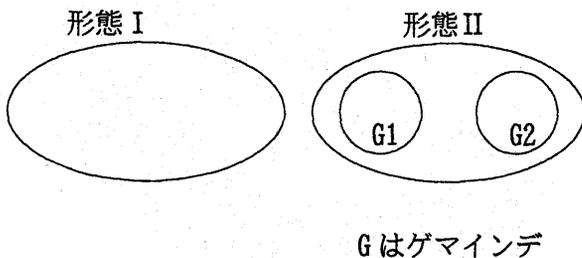
についても、自立できるまで、「ラント救貧基金の費用で信頼のおける人物の許で養育」しかつ「聖職者と学校教師の個別的な保護の下に」おくことを決定している（草案16条）⁴⁸。

第4節 地区救貧団体と学区の関係 —救貧・教育事業の公共的性格—

〔1〕プロイセン州ラント議会は1842年の「救貧義務法」を実施するにあたって全21条の補足規定を決定している。斯かる補足規定の審議は、ラント議会は州の救貧を州の事業とするシステムを作りだそうとしていた。その審議には、救貧はラント議会の「第一の義務」であり、救貧事業は、国庫で運営される施設と比して、「私の公共心に基づいて設立された協会」に委託される、そしてその協会の被救貧者は、国家官吏＝公人の扶助と区別されて、「公的被扶助者」となる、という思想が表明されていた。この「公的」の理念には、もちろん萌芽的ではあるが、州における弱者（貧窮者—病人—精神障害者—聾啞者）の扶助（養育—治療—教授—自立）を州の公^{エッフェントリッヒカイト}公共性とみなす思想が横たわっており、しかも斯かる公共性はラント議会がその自律的な救貧事業の承認を国家に対して求めた「建議書」で表明されたものであった。

プロイセン州ラント議会における救貧審議は、養育—治療—教授—自立といった州住民の、いわば家族関係の中心的機能が、国家のではなく、州（具体的には救貧団体を構成するゲマインデないし農場区）の公共の事業へ移行していく歴史的な姿容を写し出していたとみられるのである。

図7



〔2〕ここで改めて地区救貧団体と学区との関係をもておきたい。学区と地区救貧団体のモデルを対照するとほぼ重なり合うようである。図7の形態Iはグーツベツィルク（農場区）か御料地及びゲマインデが単独で学区及び地区救貧団体を構成する。形態IIは形態Iと村落（入植地を含む）が連合して学区及び地区救貧

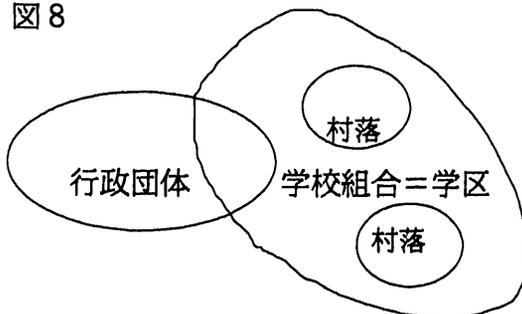
団体を構成する。この両形態はもちろん地理的に重なり合うと予想されるが、その根拠は両形態が財政的に自立可能であることを前提としているからである。そこで学区の教育財政について改めて説明していきたい。

プロイセン改革諸立法との関連で教育財政についておそらく最初に規定したと考えら

れる 1817 年 6 月 20 日の「グーツヘルー農民関係調整中央委員会及び上訴委員会設置並びに当委員会職務規定」(Verordnung wegen Organisation der Generalkommissionen und der Revisions=Kollegien zur Regulierung der gutsherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse, ingleichen wegen des Geschäftsbetriebes bei diesen Behörden)によると、「学校及びその他の公的施設」に対する費用に「公課 (die öffentlichen Lasten) と実質税(Reallasten)」が充てられる⁴⁹。ところで 1820 年 5 月 30 日の「税制法」(Gesetz über die Einrichtung des Abgabewesens)によると実質税は地租 (Grundsteuer) と等級税 (Klassensteuer) よりなる (1 条)。ただし公課はここに「含まれてはならない」(4 条)が、同法 13 条で等級税から別途徴収されることになっており⁵⁰、ここでは村課となる。

そこで上記 1817 年「規定」と ALR 2 部 12 章 34 条 (学校維持予算は学区の全家長の「共同負担」とする)との整合性が問われなければならない。この疑問に一つの回答を与えたものが 1838 年の宗務・公教育・医務省及び内務省「布令」である。即ち、ポツダム県庁の照会事項 — 行政団体と学区とが地理上一致していない場合に「学校制度の予算」は公課かあるいは「学校組合の負担」か — に対して両省は後者の裁定をしている。その理由は、学校予算を公課とすると、図 8 で例示するように、行政団体と学区が地理上一致していない場合に行政団体の成員は全員が必ずしも学区の成員とならないにもかかわらず、斯かる成員に過剰な負担が課せられるという不合理が生じる、この不合理を解消するには ALR 2 部 12 章 34 条が適用される、というものであった⁵¹。

図 8



学区が地理上一致していない場合に行政団体の成員は全員が必ずしも学区の成員とならないにもかかわらず、斯かる成員に過剰な負担が課せられるという不合理が生じる、この不合理を解消するには ALR 2 部 12 章 34 条が適用される、というものであった⁵¹。

ここで留意されるべきは、第 II 部第 5 章第 3 節〔3〕で紹介したが、プロイセン州でもこの両者 (行政団体と学区) のズレが「分離と対立」と言い換えられて論議の対象となっており、議会は、両者が「自然的一体」であるべきという認識から、行政団体 (ゲマインデ連合であっても) を学区と一致させる法制を作成した。プロイセン州では従って学区の形態は図 7 における I 及び II を採ることになり、教育予算は公課によって徴収されることになったのである (「プロイセン州初等学校条例」39、40 条)。さて、そこでつぎに目を転じなければならないのは、この公課の徴収方法である。上段で示したように公課は等級税である村課を意味する。プロイセン州ラント議会は、第 II 部第 5 章第

2節〔1〕で指摘したように、村課を学区住民の協議によるべき協議費であるという立場を表明している。

〔3〕ところがここでさらに留意すべきは、第1に、本章の冒頭で指摘したが、調整によってグーツヘル¹の直営地に居住する「奉公人」に課せられる協議費をグーツヘルが「奉公人」の「救貧の費用（＝救貧分担金）と同様に引き受ける義務を有する」こと（同条例55、56条）、第2に、授業料について、これを納めることのできない「貧民家庭の児童」について「法的に救貧の義務を負っているものが授業料を納めなければならない」こと（同条例43条）（「義務を負っているもの」は奉公先の雇用者であるグーツヘルに相当する）である。

第1の点は1842年「救貧義務法」第5条、第2の点は同法第2条にそれぞれ対応している。さらに留意すべきは、農場区以外の学区において協議費及び授業料を納めることのできない学区住民については学区が「救貧の費用（＝救貧分担金）と同様に引き受ける義務を有」し「法的に救貧の義務を負っているものが授業料を納めなければならない」と理解されなければならない、この2点はプロイセン州において学区と救貧団体が地理的に重なっていることを予定していることを示すが、そればかりでなく両者の財政上の基盤が共通であることも前提としているといえよう。

ここで救貧団体の救貧分担金をみておきたい。議会は等級税納入義務者全者にその税額負担（表1）に基づいて課すことを決定している⁵²。年間等級税額は村課を意味している。学区住民は年間等級税額と救貧分担金を納める能力を有していなければならない。この能力を欠くものは学区ないし救貧団体の扶助の対象となる。

〔4〕ここで少々くどいが学区と救貧団体の機能上の関係も整理しておきたい。学区は定住貧民＝奴婢の子どもの学校教育を学区ないし雇い主の扶助で受け入れるが、この受け入れは救貧の理念に従って学区の義務とみなされると同時に、公共性（ここに州立の病院・精神病院と聾啞学校で看護・治療及び自立の教授が含まれていることに留意）の意味を付与されることになる。学区を救貧団体から照射するとそのゲマインド主義に公共性の意味が含意されていたと推測されるであろう。

ところで学区は将来 Landliche Kommunalordnung が制定された時点で Schulgemeinde と Politische Gemeinde の「分離と対立」は解消され、「学校は完全にゲマインデ*に属すことは自明である」（*行政団体）と予定されていた（第II部第5章第3節〔3〕）。地区救貧団体についてもまったく同様に行政団体が単独で団体を構成することが期待されて

いた（第II部第5章第2節）。実際にラント議会は1841年12月31日に行政団体資格のゲマインデに救貧義務を課したことで「同一の理由から」斯かるゲマインデを単独で学区とする上記の見解を表明していたのである⁵⁸。

表1 救貧分担金

等級	段階	年間等級税額	世帯当り救貧分担金
I	1	144 ライヒスターラー	22 ライヒスターラー 15 グロッシュェン
	2	96	15
	3	48	7 15
	4	24	3
II	5	18	1 24
	6	12	1
III	7	8	18
	8	6	12 ½
	9	4	8
IV	10	3	5
	11	2	2
	12	1	1

*Provinziallandtag(1845),S.215.*より作成。

行政団体はこのように学区及び救貧団体の主体となることが想定されていたとみられるのである。行政団体は従ってゲマインデ主義という自治及び救貧という公共性を学区と救貧団体の理念から付与されるとも予想される。この見解はもちろんまだ十分な実証を経ておらず、さらに論述に強引な飛躍があり、今後の考察によって修正を必要とするものである。

註

- 1 G=S.1816,S.173.
- 2 G=S.1811-1813,S.283.
- 3 G=S.1836,S.208.
- 4 G=S.1846,S.13.
- 5 「救貧義務法」1-6条 (G=S.1843,S.8f.) プロイセン州新救条例審議については、
Provinziallandtag(1845), I Bd,S.352.
- 6 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.384.
- 7 *Provinziallandtag(1845)*,S.198.
- 8 *Provinziallandtag(1845)*,S.198.
- 9 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.384.
- 10 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.350.
- 11 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.384.
- 12 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.384.
- 13 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.389.
- 14 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.391.
- 15 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.393.
- 16 藤瀬浩司「プロシャ=ドイツにおける救貧法と労働者保健制度の展開」『経済科学』名古屋
大学経済学部、20-4、1974年、86頁。
- 17 藤瀬浩司前掲論文 90-93頁。
- 18 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会史』未来社、1984年、21頁。
- 19 藤田幸一郎前掲書 86頁。
- 20 藤田幸一郎前掲書 89-90頁。
- 21 藤田幸一郎前掲書 96-98頁。引用文中のドイツ語は省略。
- 22 藤田幸一郎前掲書 100-101頁。
- 23 北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治-社会国家への道-』成文堂、1990年、162頁。
- 24 北住炯一前掲書 163頁。さらに大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』岩波書店、1982年、
14頁では、「公法上の諸義務の担い手として初めて明示」されたと拡大解釈されている。
- 25 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd,S.50ff.
- 26 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd,S.70-72.
- 27 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd,S.75-78.
- 28 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd,S.80.
- 29 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd,S.81f.
- 30 *Bericht der ständischen Landarmen=Commission für Westpreußen, über den Landarmen = Fonds
in den Jahren 1837,1838,1839 und 1840*,in:*Provinziallandtag(1841)*, I Bd,S.179.
- 31 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd,S.168.
- 32 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd,S.170f.
- 33 *Provinziallandtag(1841)*, I Bd,S.268-270.
- 34,35 *Provinziallandtag(1841)*II Bd,S.62.

- 36 *Provinziallandtag(1841)*, II Bd,S.77.
- 37 *Provinziallandtag(1843)*,S.193.
- 38 *Provinziallandtag(1841)*, II Bd,S.92f.
- 39 *Provinziallandtag(1843)*,S.55.
- 40 G=S.1843,S.9.
- 41 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.383.
- 42 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.384.
- 43 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.352.
- 44 *Provinziallandtag(1845)*,S.198.
- 45 *Provinziallandtag(1845)*,S.195f.
- 46 *Provinziallandtag(1845)*, II Bd,S.144f.
- 47 *Provinziallandtag(1845)*,S.223.
- 48 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.386f.
- 49 G=S.1817,S.162-168.
- 50 G=S.1820,S.134-138.
- 51 *Rescript der Königl.Ministerien der Geistlichen,Unterrichts= und Medizinal=Angelegenheiten so wie des Innern an die Königl. Regierung zu Potsdam*, in: *Annalen der Preußischen innern Staats=Verwaltung*. Hrsg.von K.R.v.Kampts, 22.Bd,Jg.1838,2.Heft,S.661.
- 52 *Provinziallandtag(1845)*,S.217f.
- 53 *Provinziallandtag(1845)*, I Bd,S.76.

